

VI マニュアル

浜松市ヴィジュアル・アイデンティティ・システム・マニュアル



VI Manual

浜松市ヴィジュアル・アイデンティティ・システム・マニュアル

HAMAMATSU CITY
VISUAL IDENTITY SYSTEM MANUAL



新「浜松市」の ヴィジュアル・アイデンティティ・システム マニュアルの作成にあたって

テレビや新聞、あるいは街頭などにおいて、そのマークを見ただけで「どこのマークなのか」、「なにをやっている企業（あるいは団体）なのか」を理解できることがあります。「ブランド」という言葉で表現されることが多いですが、常に変わらず、おなじカタチで使われていくそのマークによって「統一されたイメージ形成（情報提供）が成立している」と言えます。

それを「CI（コーポレート・アイデンティティ）」と言います。CIはブランド品を売る企業だけのものではなく、われわれ自治体にとっても必要なものとして、その価値が認められているのです。とくに今回は、12という多くの市町村が合併しての新「浜松市」誕生ですから、より大きく、そしてひとつになった自治体の目指す「新市のテーマ」を、CIにより端的に表現することで、行政に対する住民参加や協力、あるいは全国・世界に情報発信する際の統一されたイメージ形成につなげていくことが可能になります。

表紙タイトルにもあるヴィジュアル・アイデンティティ・システムとは、CIを視覚的に表現していく際の「市章」のデザインや、「浜松市」という文字のデザイン（＝ロゴタイプ）、そして色等を、統一した組合せや配列で、常に変わらず情報発信していくための決まり事です。ブランドマークがそうであるように、新「浜松市」においても、常に変わらず、統一されたカタチで情報発信されなければなりません。また、市章と市名ロゴタイプを一体的に使用する場合におけるバランスの規定を「ロゴマーク」という名称で設定します。

「市章」「ロゴタイプ」「ロゴマーク」と同じように、新「浜松市」として表示される文字要素も、統一されたカタチで展開する必要があります。「浜松市」および「浜松市役所」など、独自に開発された文字デザイン（＝ロゴタイプ）がある場合はそれを使用するとともに、部課名や所在地など、ロゴタイプやロゴマークに付随して表示する際の書体を「指定書体」として設定しておくことで、統一された情報発信ができます（なお、文章中に使用する際は一般の書体を使用することができます）。

上記を踏まえ、常に誰が見てもわかる、誰でも同じように市章やロゴタイプ、ロゴマークなどを扱うことが出来るマニュアルを作成しました。新「浜松市」のヴィジュアル・アイデンティティ・システムについて、よく理解し、統一された情報発信をしていきましょう。アイデンティティとは「同一であること」という意味です。発信側であるわれわれ職員一人ひとりの意識も、同じでなくてはなりません。

はじめに

今回作成された「浜松市ヴィジュアル・アイデンティティ・システム・マニュアル」（以下「VIマニュアル」）は、新しい浜松市のアイデンティティ確立の出発点である新市章とロゴタイプを表示する基本的な方法と原則を定めています。

このVIマニュアルを、新「浜松市」のイメージ形成のための有効なツールとして活用してください。

このVIマニュアルは

(1) 基本デザインシステム

(2) アプリケーションデザインシステム

(3) 再生用資料

の3部構成になっています。

基本デザインシステムとは、市章やロゴマーク、ロゴタイプ、シティカラーなど、新「浜松市」を象徴する基本的なデザイン要素について規定したものです。

アプリケーションデザインシステムとは、基本デザインシステムを、その規定にそって、さまざまなアイテムに展開していくための仕組みを定めるものです。誰もが、必要とするアイテムにおいて統一されたイメージを展開することが可能となり、新「浜松市」のコミュニケーション活動がより効果的に行われます。

再生用資料とは、基本デザインシステム、アプリケーションデザインシステムを実際に使用する場合に必要となるデジタルデータのことです。本VIマニュアルもデジタルデータで作成され巻末のCD-ROMに収録してあります。

また、基本デザインシステムである市章、ロゴマーク、ロゴタイプ、シティカラーのデジタルデータと表示方法をコンパクトにまとめた「デジタル清刷」も収録されています。必要に応じて業者の方には「デジタル清刷」のデータを別媒体にコピーするなどして渡してください。

※本VIマニュアルは必要に応じて順次追加修正を行っていきます。

※本VIマニュアルは平成17年7月1日より施行します。

01

基本デザインシステム

BASIC DESIGN SYSTEM

02

アプリケーションデザインシステム

APPLICATION DESIGN SYSTEM

03

再生用資料

DIGITAL DATA

01

基本デザインシステム

- 01-01 基本デザイン要素
- 01-02 市章 カラー
- 01-03 市章 カラー グリッドシート、アイソレーション範囲
- 01-04 市章 モノクロ
- 01-05 市章 モノクロ グリッドシート、アイソレーション範囲
- 01-06 ロゴマーク カラー
- 01-07 ロゴマーク モノクロ
- 01-08 ロゴマーク グリッドシート
- 01-09 ロゴマーク プロポーション規定
- 01-10 ロゴタイプ
- 01-11 市章とロゴタイプ(ひらがな、カタカナ、英字等)の組み合わせ例
- 01-12 市章とロゴタイプ(ひらがな、カタカナ、英字等)の組み合わせ例 グリッドシート
- 01-13 表示禁止例【市章】【ロゴマーク】【ロゴタイプ】
- 01-14 指定書体
- 01-15 シグネチャ・システム
- 01-16 カラーシステムについて
- 01-17 カラーシステム【印刷類】
- 01-18 カラーシステム【サイン類】
- 01-19 カラーシステム【モニター類】
- 01-20 カラーシステム【市章と背景色】
- 01-21 カラーシステム【ロゴマークと背景色】
- 01-22 カラーシステム【ロゴマークのアイソレーション範囲】

01-01 基本デザイン要素 BASIC ELEMENTS

基本デザイン要素とは、市章、ロゴマーク、ロゴタイプ、シティカラーなど、新「浜松市」の視覚的イメージ形成のための基本的なデザイン要素のことです。すべての基本となるものですから、形や色を変えることなく正確に使用してください。

市章 カラー



市章 モノクロ(単色=ブラック)の場合



ロゴマーク



ロゴタイプ

浜松市

はままつ

ハママツ

HAMAMATSU CITY

シティカラー



浜松市グリーン
DIC 173
C86+Y78



浜松市ブルー
DIC 221
C95+M50

01-02 市章 カラー SYMBOLMARK COLOR

市章は、新市のテーマである“水と緑と光の中で新しい産業が育まれる世界都市「環境と共生するクラスター型都市」”をシンボライズし、新「浜松市」の行うコミュニケーション活動の核となるものです。

《デザインの趣旨》 生命の源“水”と“緑”をキーワードに、新しい浜松市の大切な環境である北部の豊かな森林と、浜名湖・遠州灘の美しい“うみ”をモチーフにデザインしました。緑色部分と青色部分の対称的な形は、自然環境の循環・共生の形であり、新市のテーマである「環境と共生するクラスター型都市」をイメージしています。“白い波”は遠州灘の白波であり、また浜松市のビジョン「地域の豊かな自然環境と市民主体の活発な経済・文化・社会活動が共生する都市」を世界に発信する“波”です。そして浜松市の躍動・発展を表しています。

市章 カラー (ベーシックタイプ：背景色が白色の場合)



市章は、背景が白色の場合の使用を推奨します。

市章 カラー (背景色が白色の場合)



市章 カラー (背景色が有色の場合)



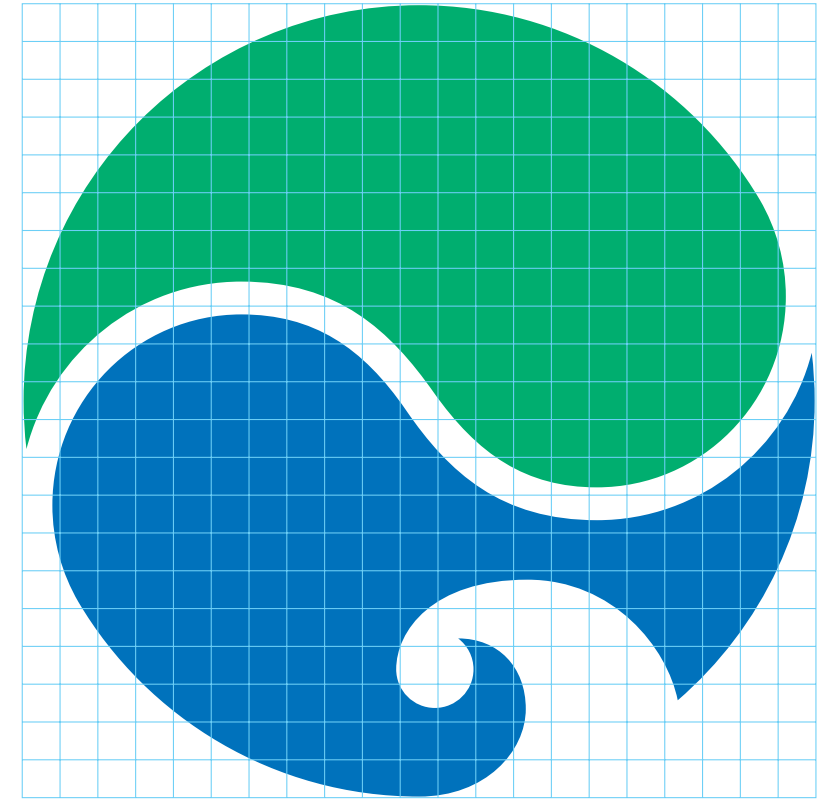
01-03 市章 カラー グリッドシート、アイソレーション範囲 SYMBOLMARK COLOR GRIDSHEET & ISOLATION

市章の再生は、巻末のデジタル清刷から行なうことを原則としますが、OOH (アウト・オブ・ホームメディア) 等の大型サインや車両等へ展開する場合には、ここに示した「グリッドシート」を参考にしてください。

また、背景に色がある場合はアイソレーション範囲を規定し、その部分は白地を確保しなくてはなりません。

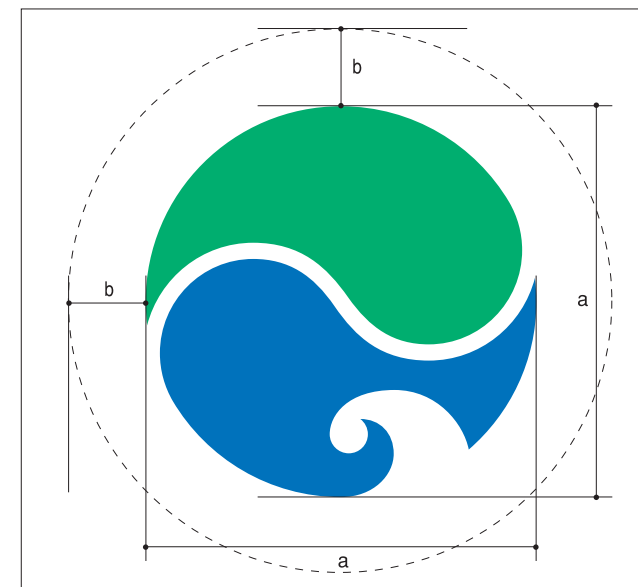
アイソレーション範囲とは、市章の視認性を確保するために、他の表示要素 (背景色など) との間を分離するスペースのことで、背景色が白色の場合と、背景色が有色の場合との両方において規定します。

市章 カラー グリッドシート (ベーシックタイプ：背景色が白色の場合)



タテ：ヨコ = 1 : 1

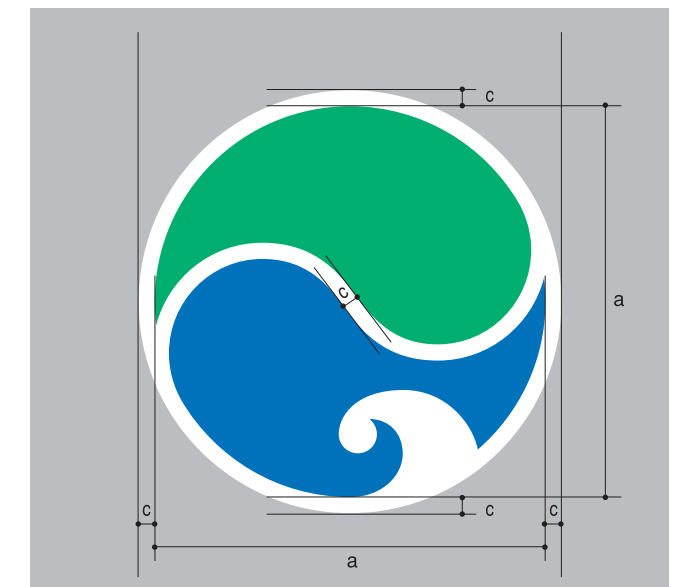
市章 カラー アイソレーション範囲-A (背景色が白色の場合の表示規定)



アイソレーション範囲 (直径) = $a + 2b$

$a : b = 5 : 1$

市章 カラー アイソレーション範囲-B (背景色が有色の場合の表示規定)



アイソレーション範囲 (直径) = $a + 2c$

$a : c = 25 : 1$

有色の場合も他の図形や文字などは、アイソレーション範囲-Aより外に置くことを推奨します。

01-04 市章 モノクロ SYMBOLMARK MONOCHROME

カラーで表現された市章を、モノクロ（単色）で表現する場合を規定します（ベーシックタイプ）。モノクロ（単色）では、ブラックのほか、使用頻度が高い紺色、えんじ色の使用例を表示しました。ある単色100%に対して、市章上部がアミ60%、市章下部がアミ80%と規定します（01-07、01-16参照）。他の単色も同様のアミにて使用してください。また、背景色に色がある場合は、カラーの場合と一部異なり、モノクロの場合のみの例外規定（背景色及び印刷用紙が淡い色の場合はアイソレーション不要）を設けました。

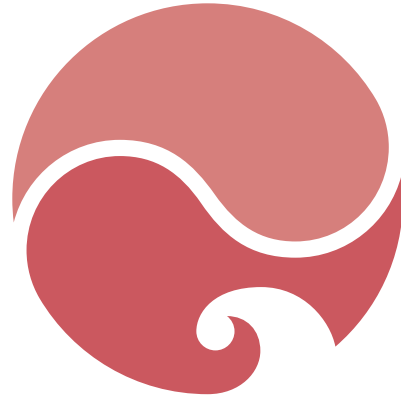
市章 モノクロ(単色=ブラック ベーシックタイプ：背景色が白色の場合)



市章 モノクロ(単色=紺色の場合)



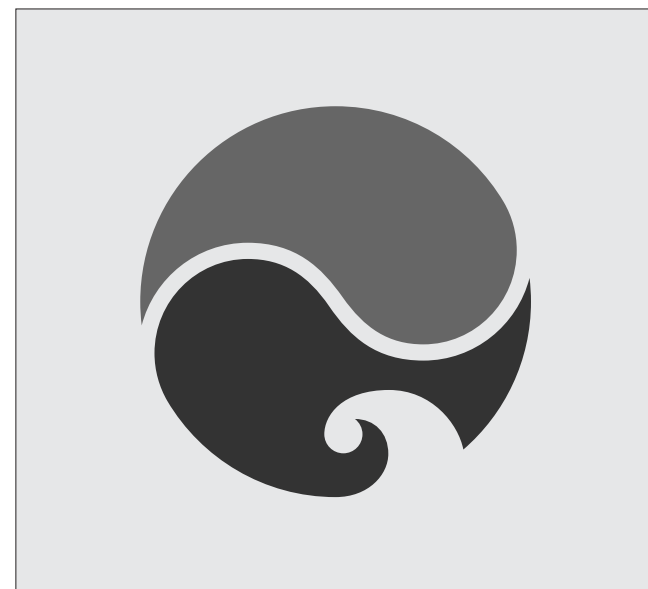
市章 モノクロ(単色=えんじ色の場合)



市章は、背景が白色の場合の使用を推奨します。

■モノクロの場合の例外規定

市章 モノクロ(背景色及び印刷用紙が淡い色の場合)



モノクロの場合のみ、背景色及び印刷用紙が淡い色の場合において、前頁でも説明したアイソレーションの白色を不要とします。

市章 モノクロ(背景色が濃い色の場合)

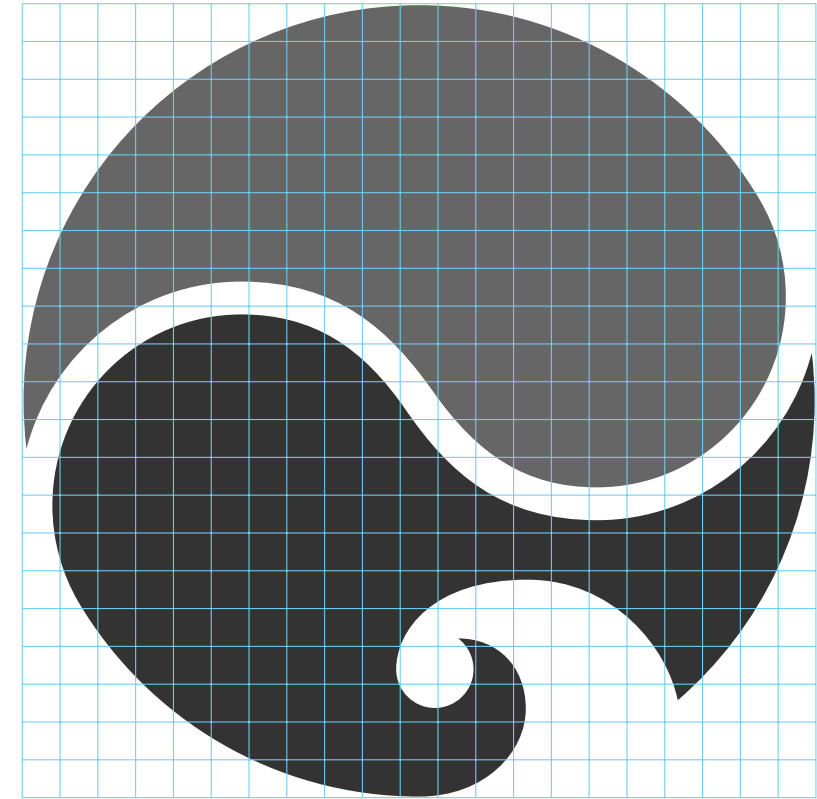


背景色が濃い色の場合における、アイソレーションの白色は必要です。

01-05 市章 モノクロ グリッドシート、アイソレーション範囲 SYMBOLMARK MONOCHROME GRIDSHEET, ISOLATION

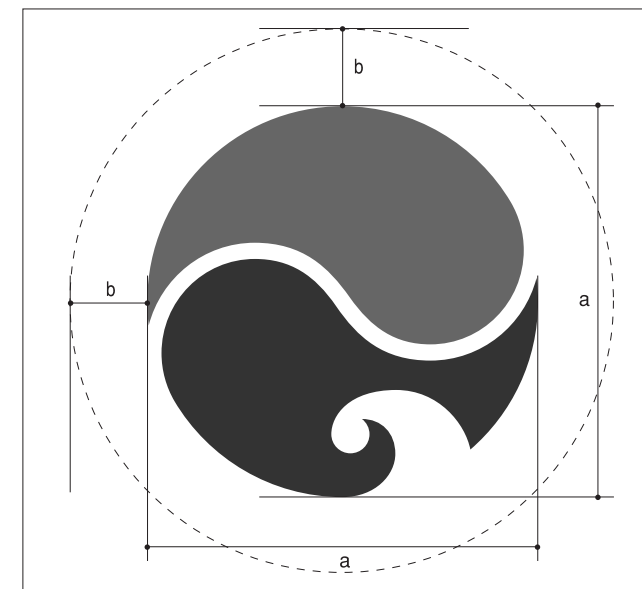
市章の再生は、巻末のデジタル清刷から行うことを原則としますが、OOH（アウト・オブ・ホームメディア）等の大型サインや車両等へ展開する場合には、ここに示した「グリッドシート」を参考にしてください。また、背景に色がある場合はアイソレーション範囲を規定し、その部分は白地を確保しなくてはなりません。アイソレーション範囲とは、市章の視認性を確保するために、他の表示要素（背景色など）との間を分離するスペースのことで、背景色が白色及び淡い色の場合と、背景色が有色の場合との両方において規定します。

市章 モノクロ グリッドシート(単色=ブラック ベーシックタイプ：背景色が白色の場合)



タテ：ヨコ = 1 : 1

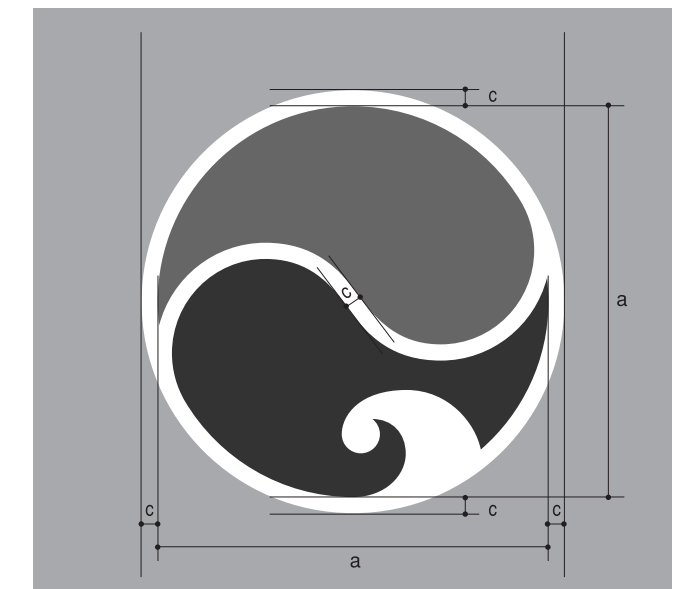
市章 モノクロ アイソレーション範囲-A
(背景色が白色の場合の表示規定)



アイソレーション範囲(直径) = $a + 2b$

$a : b = 5 : 1$

市章 モノクロ アイソレーション範囲-B
(背景色が有色の場合の表示規定)



アイソレーション範囲(直径) = $a + 2c$

$a : c = 25 : 1$

有色の場合も他の図形や文字などは、アイソレーション範囲-Aより外に置くことを推奨します。

01-06 ログマーク カラー LOGOMARK COLOR

「市章」と市名を文字としてデザイン開発した「ロゴタイプ」とを組合せ、一体的に使用する場合におけるバランスの規定を「ロゴマーク」という名称で設定します。市章デザインの持つ視覚的訴求力と、ロゴタイプの名称認知の確実性をセットにすることで、内外に対し、新市を広くコミュニケーションすることができます。
このロゴマークは常に統一されたイメージ訴求をおこなうためにも、規定されたバランスを変えることはできません。

なお、ロゴマークの市名部分(=ロゴタイプ)の色はブラックを基本としますが、背景色によりホワイトも使用できます(01-21参照)。また、ブラック(あるいはホワイト)では視認性が落ちる場合は、アイソレーション規定(白スペース確保)(01-22参照)を適用してください。視認性確保のためにフチドリ処理することはできません(01-21参照)。

ロゴタイプ単独で使用する場合は色については別途規定します。

ロゴマーク カラー 横組



ロゴマークにおける市名部分はブラックが基本です。

ロゴマーク カラー 横2段組

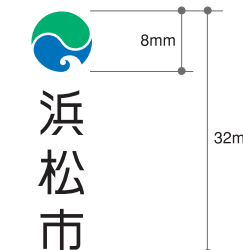
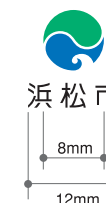
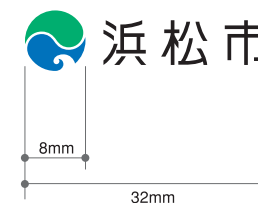


ロゴマーク カラー 縦組



ロゴマーク カラー 最小使用サイズ

このサイズより小さく表示することは、再現性が損なわれますので禁止します。



01-06の項でカラー表現されたログマークを、モノクロ(単色)で表現しなければならない場合について規定します。
 また、基本は市章の上下の構成要素を平アミの濃度で分けますが、
 表示する媒体の制約によって平アミが使えない場合についての規定も下記にサブカラーとして定めます。



表示する媒体の制約で「市章」に濃度の違いを表現できない場合は、それぞれの構成要素を単色100%で再現します。
 下記に基本色と推奨色を示します。これ以外の色も使用できますが、市章イメージと大きくかけ離れた色は避けてください。

サブカラー(基本色と推奨色)

基本色：ブラック



推奨色：シルバー



推奨色：グレー



推奨色：ゴールド



推奨色：濃いグレー



推奨色：白



表示する媒体の制約で白1色で刷る場合

ログマーク モノクロ 縦組

モノクロ(単色=ブラック)の場合



モノクロ(単色=紺色)の場合

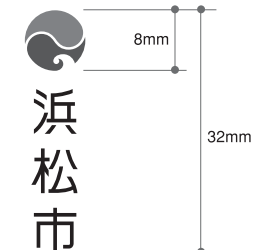
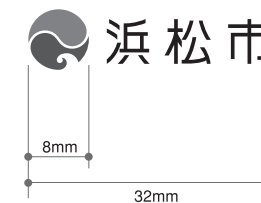


モノクロ(単色=えんじ色)の場合



ログマーク モノクロ 最小使用サイズ

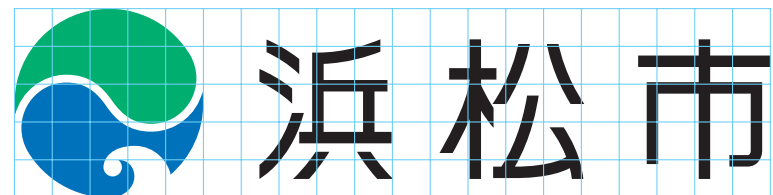
このサイズより小さく表示することは、再現性が損なわれますので禁止します。



01-08 ロゴマーク グリッドシート LOGOMARK GRIDSHEET

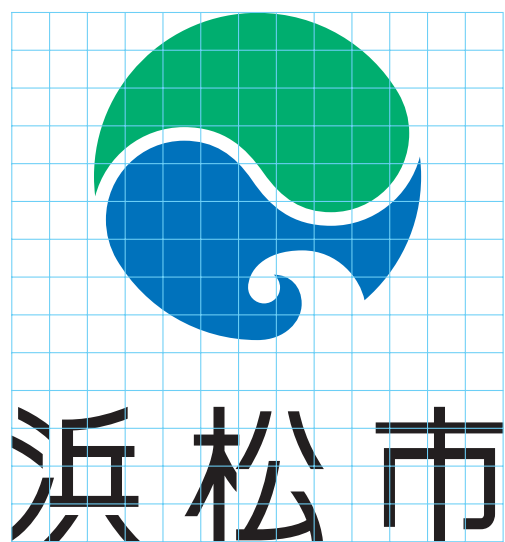
ロゴマークの再生は、巻末のデジタル清刷から行うことを原則としますが、OOH（アウト・オブ・ホームメディア）等の大型サインや車両等へ展開する場合には、ここに示した「グリッドシート」を参考にしてください。

ロゴマーク グリッドシート 横組



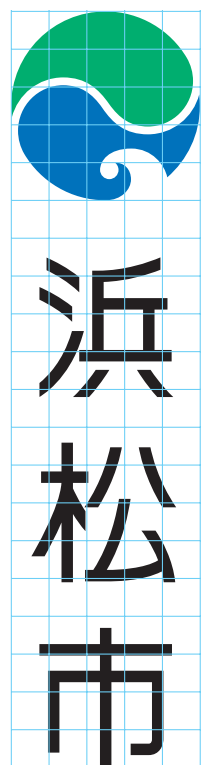
タテ：ヨコ = 1 : 4

ロゴマーク グリッドシート 横2段組



タテ：ヨコ = 14 : 13

ロゴマーク グリッドシート 縦組

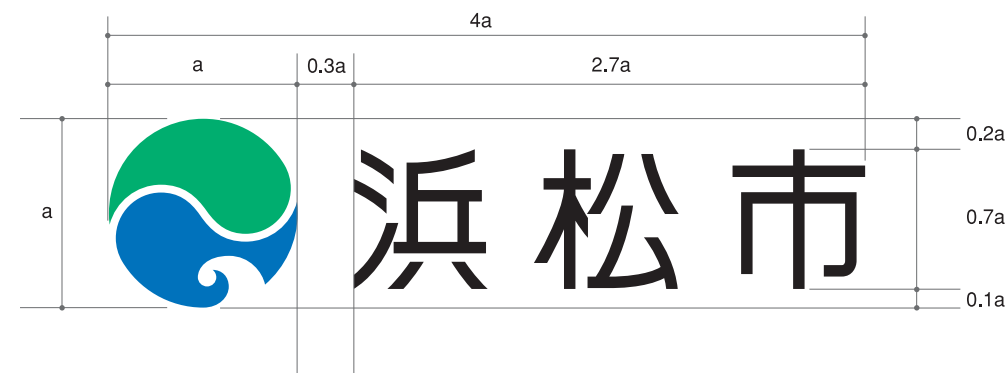


タテ：ヨコ = 4 : 1

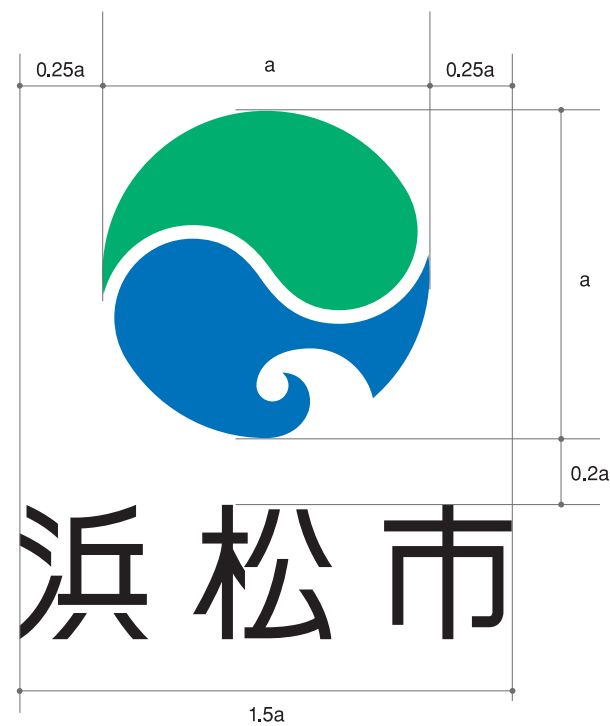
01-09 ロゴマーク プロポーション規定 LOGOMARK PROPORTION

「ロゴマークプロポーション」とは市章とロゴタイプとの組み合わせの比率を示すものです。この目的は、デザイン構成要素の各々の関係や比率を明確に伝えることであり、グリッドシートの結果を数値で置き換え、特にOOH（アウト・オブ・ホームメディア）などの大型サインや車両などへの展開の際に使用するものです。

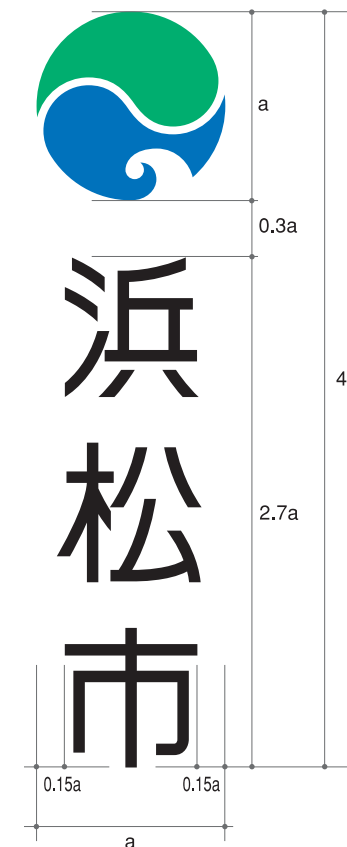
ロゴマーク プロポーション 横組



ロゴマーク プロポーション 横2段組



ロゴマーク プロポーション 縦組



ロゴタイプは、新「浜松市」のテーマを図形として表現する「市章」と調和するよう特別にデザインされた書体です。漢字、ひらがな、カタカナ、英文字の4つのタイプがあります。英文字以外は縦組みも用意されています。統一的かつ効果的なコミュニケーションを展開していくために、これらを変形したり、間隔を開けたりすることはできません。

ロゴタイプは「浜松市」をはじめとして以下の16タイプがデザイン開発されています。これ以外の部等名、課等名の表示については「指定書体(01-14)」の項をご覧ください。

ロゴタイプとして単独で使用する場合、単色ならば色の規定は特に設けません。ただし、ロゴマークとして市章とセットになる場合は、01-06、01-21、01-22の規定に従ってください。

「浜松市」のロゴタイプと「各総合事務所」のロゴタイプはデザインのバランス(字間)が違います。横に並べて表示する場合は、1文字以上あけなければいけません。

ロゴタイプ 横組

浜松市
はままつ
ハママツ
HAMAMATSU CITY

ロゴタイプ 縦組

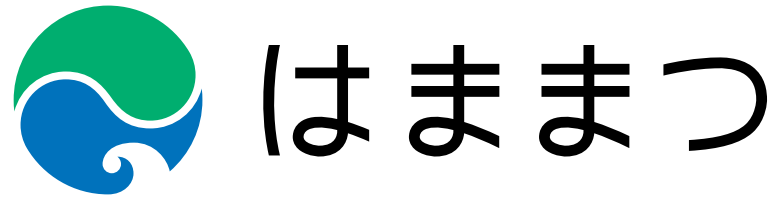
浜
松
市
は
ま
ま
つ
ハ
マ
マ
ツ

浜松市
浜松市役所
浜松市議会
浜松市教育委員会
浜松総合事務所
浜北総合事務所
天竜総合事務所
舞阪総合事務所
雄踏総合事務所
細江総合事務所
引佐総合事務所
三ヶ日総合事務所
春野総合事務所
佐久間総合事務所
水窪総合事務所
龍山総合事務所

01-11 市章とロゴタイプ(ひらがな、カタカナ、英字等)の組み合わせ例 SYMBOLMARK + LOGOTYPE

市章とひらがな、カタカナ、英字等のロゴタイプを組み合わせる場合の規定です。
再生する場合は、巻末のデジタル清刷から使用することを原則とします。

市章+ひらがなロゴタイプ 横組



市章+ひらがなロゴタイプ 縦組



市章+カタカナロゴタイプ 横組



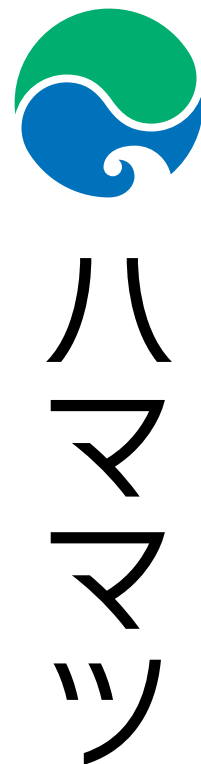
市章+英文ロゴタイプ 横組



ロゴマーク+英文ロゴタイプ
横3段組



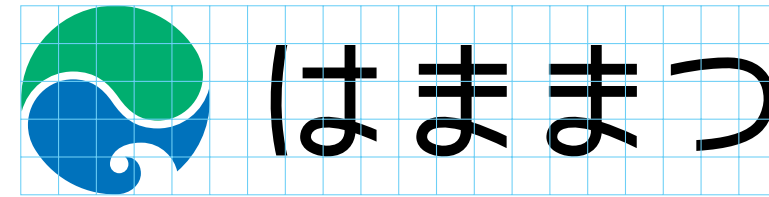
市章+カタカナロゴタイプ 縦組



01-12 市章とロゴタイプ(ひらがな、カタカナ、英字等)の組み合わせ例 グリッドシート GRIDSHEET

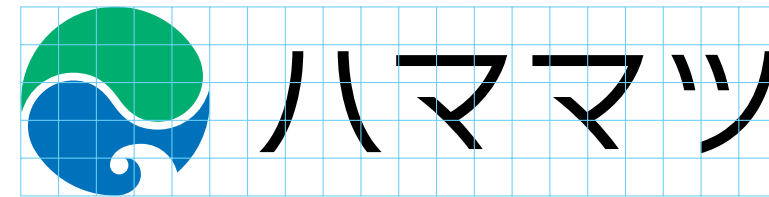
再生は、巻末のデジタル清刷から行なうことを原則としますが、OOH(アウト・オブ・ホームメディア)等の大型サインや
車両等へ展開する場合には、ここに示した「グリッドシート」を参考にしてください。

市章+ひらがなロゴタイプ グリッドシート 横組



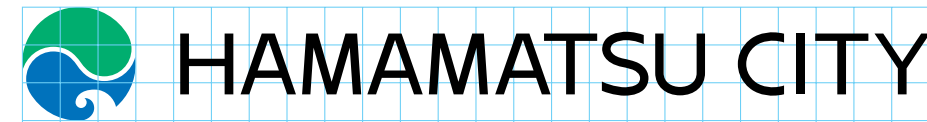
タテ：ヨコ = 1：4

市章+カタカナロゴタイプ グリッドシート 横組



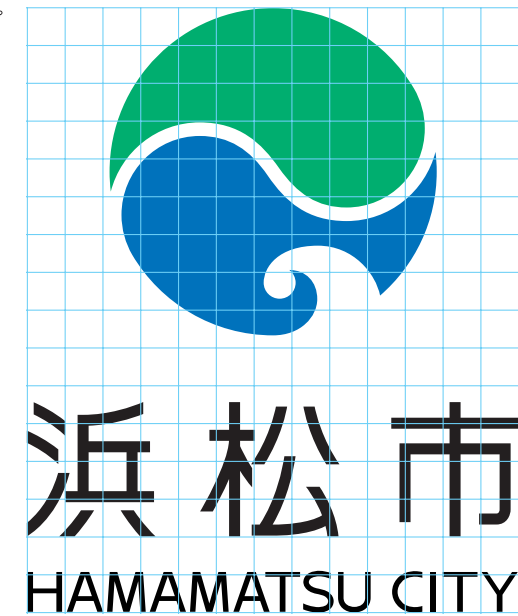
タテ：ヨコ = 1：4

市章+英文ロゴタイプ グリッドシート 横組



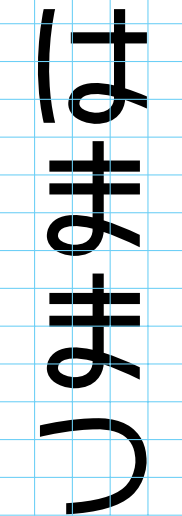
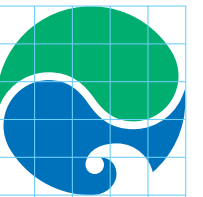
タテ：ヨコ = 1：8

ロゴマーク+英文ロゴタイプ
グリッドシート 横3段組



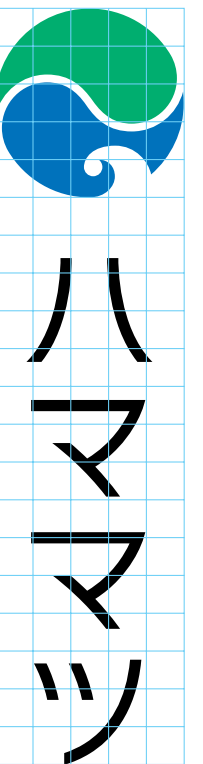
タテ：ヨコ = 16：13

市章+ひらがなロゴタイプ
グリッドシート 縦組



タテ：ヨコ = 4：1

市章+カタカナロゴタイプ
グリッドシート 縦組



タテ：ヨコ = 4：1

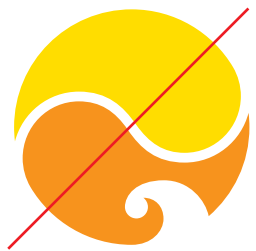
市章、ロゴマーク、ロゴタイプは、正しく使用された場合に、その機能を十分に発揮することができます。
誤った使用は、新「浜松市」のめざすテーマを象徴できないだけでなく、イメージを著しく損なうことになりますので、絶対に避けてください。表示禁止例として示しているものは、誤った表示の一例です。
それぞれ再生する場合は、必ず再生用資料にあるデジタル清刷を使用して正確に再生してください。

市章：正しい表示

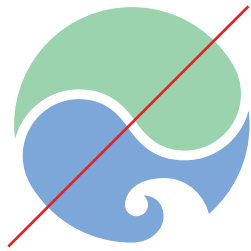


市章：表示禁止例

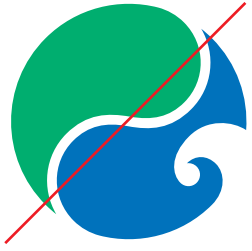
色を変えてはいけません。



色の濃度を変えてはいけません。



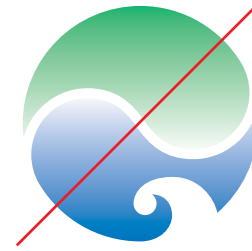
回転や変形をしてはいけません。



背景や前面に文字や図形を置いてはいけません。



グラデーションにしてはいけません。



影をつけてはいけません。

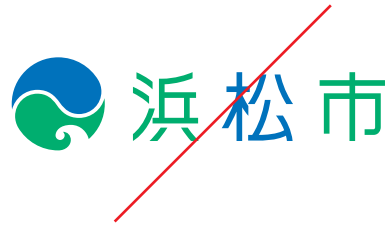


ロゴマーク：正しい表示(横組の場合)



ロゴマーク：表示禁止例

色を変えてはいけません。



色の濃度を変えてはいけません。



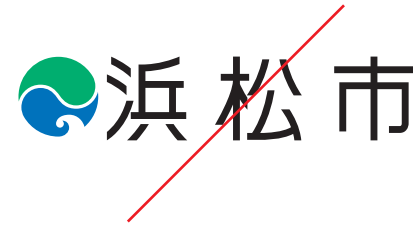
回転や変形をしてはいけません。



背景や前面に文字や図形を置いてはいけません。



ロゴマークのバランスを変えてはいけません。



影をつけてはいけません。

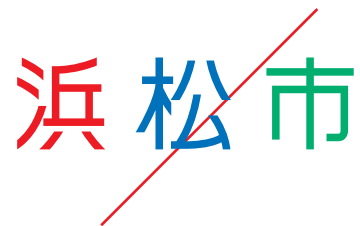


ロゴタイプ：正しい表示(横組の場合)



ロゴタイプ：表示禁止例

色をバラバラにしてはいけません。



比率を変えてはいけません。



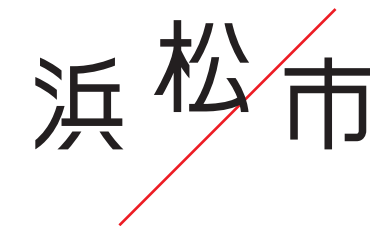
回転や変形をしてはいけません。



文字間隔を変えてはいけません。



段違いに組んではいけません。



立体にしてはいけません。



01-14 指定書体 TYPEFACE

新しく開発された市章、ロゴタイプ、ロゴマークに最も調和する書体で、新「浜松市」のさまざまな文字による表示を統一したスタイルで行い、コミュニケーション効果を高めるために選定したものです。たとえば名刺や封筒などの所在地や電話番号などの文字、部課名などの表示等にこの指定書体を使用します。

和字は「新ゴ・ファミリー」。英字・数字は「ヘルベチカ・ファミリー」。用途に応じて適切なウェイトのものを使用してください。

なお、どうしても「指定書体」を使用できない場合は、類似の書体で代用することも考えられますが、できる限り「指定書体」を使用してください。

和字 新ゴ・ファミリー

新ゴ・L(ライト)

あいうえおかきくけこアイウエオカキクケコ
静岡県浜名湖遠州灘天竜川水緑光環境世界都市

新ゴ・R(レギュラー)

あいうえおかきくけこアイウエオカキクケコ
静岡県浜名湖遠州灘天竜川水緑光環境世界都市

新ゴ・M(メディウム)

あいうえおかきくけこアイウエオカキクケコ
静岡県浜名湖遠州灘天竜川水緑光環境世界都市

英字・数字 ヘルベチカ・ファミリー

ヘルベチカ・ライト

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz 0123456789

ヘルベチカ・レギュラー

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz 0123456789

ヘルベチカ・ボールド

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz 0123456789

01-15 シグネチャ・システム SIGNATURE SYSTEM

シグネチャ・システムとは、ロゴマークやロゴタイプに所在地などの文字情報ブロックを組み合わせたものです。これを統一していくことで、発信される情報の見え方が統一され、効果的なコミュニケーションを展開できます。

なお展開上、表示すべき文字を「指定書体」で組めない場合など、シグネチャ・システムの規定にならえない時はそれぞれの文字の太さ、大きさのバランス、和字と英字・数字の関係などの参考として本頁を活用してください。

シグネチャ 横組



浜松市役所

〒430-8652 浜松市元城町103-2

浜松市ホームページ
<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

シグネチャ 横2段組



浜松市役所

〒430-8652 浜松市元城町103-2

浜松市ホームページ
<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

●住所表示は「新ゴ・L」のみで組まないでください。「郵便番号」、「番地番号」の英字・数字は、必ず「ヘルベチカ・ライト」を使用してください。

●規定に案内されているもの以外に、新たに和文と英文を組み合わせる場合英字・数字を「文字設定パレット」(イラストレーター・ソフトの場合)で、文字天地を110%、文字左右を110%に設定してください。

●「新ゴ・ファミリー」と「ヘルベチカ・ファミリー」との組み合わせ「新ゴ・L」+「ヘルベチカ・ライト」「新ゴ・R」+「ヘルベチカ・レギュラー」「新ゴ・M」+「ヘルベチカ・ボールド」

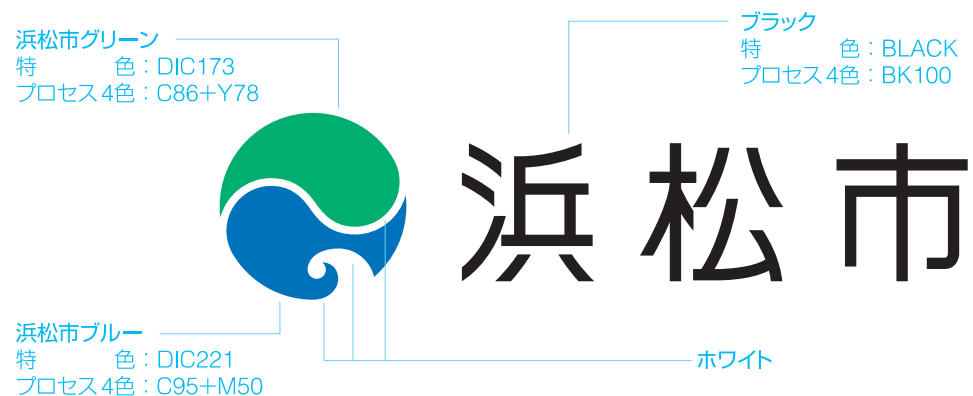
※02-02～02-06参照

01-16 カラーシステムについて COLOR SYSTEM

カラーシステムとは、コミュニケーション活動における基本デザイン要素の中に使用色彩を規定し、象徴するカラーを統一的、意図的に使用していくことです。
 新市のテーマを象徴する色として、シティカラー＝「浜松市グリーン」と「浜松市ブルー」を基本と定め、「印刷類」・「サイン類」・「モニター類（コンピュータ等）」の3種類についてカラーシステムを規定します。
 上記以外の表示（染料など）については、DICの色に最も近いカラーを使用してください。
 カラーシステムの項では、現実的な適用を考慮に入れて使用可能なバリエーションを用意しましたが、市章やロゴマークはカラーでの使用が基本です。新「浜松市」を象徴するカラーを統一的、意図的に使用してください。

市章やロゴマークの表示禁止例と同様、規定以外のカラー表示を使用することは、新「浜松市」のめざすテーマを象徴できないだけでなく、イメージを著しく損なうことになりますので、絶対に避けてください。

印刷類 カラー（特色、プロセス4色）



ロゴマークはカラーでの表示を基本とします。

印刷する媒体の制約によりカラー表示できない場合は、下記の規定に従ってください。

印刷類 モノクロ（単色：平アミが使える場合）

「市章」の上部をアミ60%、下部をアミ80%、ロゴタイプをアミ100%と規定します（01-04参照）。



印刷類 モノクロ（単色：色を選べない場合、平アミが使えない場合）

印刷する媒体の制約により「市章」に濃度の違いを表現できない場合は、それぞれの構成要素を単色100%で再現します。
 右に基本色と推奨色を示します。これ以外の色（紺色、えんじ色、茶色等）も使用できますが、市章イメージと大きくかけ離れた色は避けてください（01-07参照）。

基本色：ブラック



推奨色：グレー



推奨色：シルバー



基本色：濃いグレー



推奨色：白



推奨色：ゴールド



01-17 カラーシステム【印刷類】 COLOR SYSTEM / PRINT COLOR

印刷類では、特色の場合、プロセス4色の場合、モノクロ（単色）の場合について規定しています。
 「特色」は基本デザイン要素のシンボルカラーで、シティカラーとして大日本インキ化学のDICの番号で規定します。
 「プロセス4色」はそのDICの番号のカラーを4色で再現する場合のCMYK各色の配合比率を規定するものです。
 「単色」は、特色やプロセス4色を使用できない1色印刷の場合（例えば新聞など：スミ1色での印刷）の規定です。
 また「単色」においては、平アミが使える場合と、色を選べない・平アミが使えない場合にそれぞれ分けて規定します。

※この印刷物はプロセス4色で印刷しているので、実際の指定色とは若干異なります。
 実際の色はDICのカラーチップをご覧ください。

特色：指定色

浜松市グリーン

DIC 173



浜松市ブルー

DIC 221



ブラック

BLACK



プロセス4色：指定色

浜松市グリーン C86+Y78



浜松市ブルー C95+M50

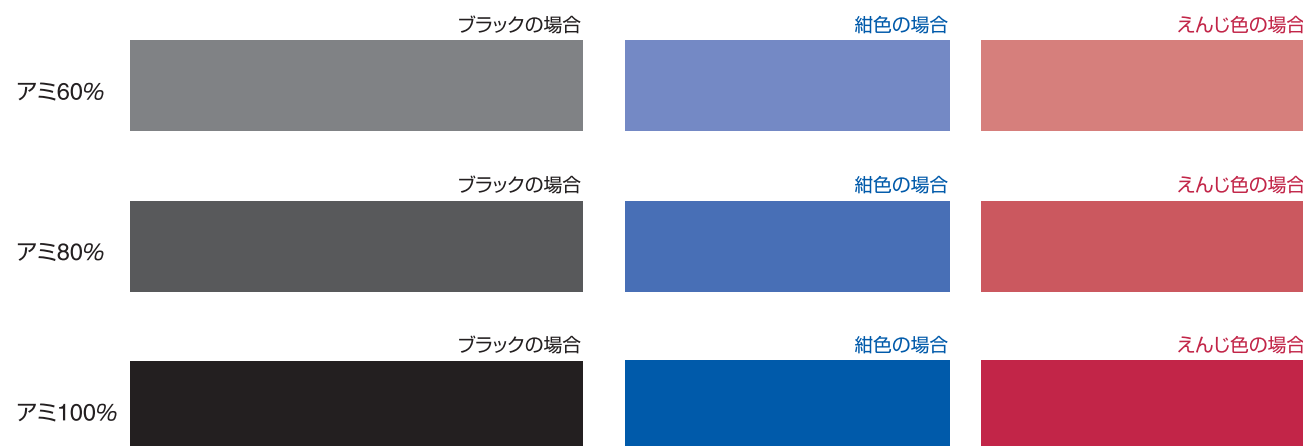


ブラック

BK100



単色：指定アミ



単色：色を選べない場合、平アミを使えない場合

基本色：ブラック（新聞等）



推奨色（名入れ等）

グレー



シルバー



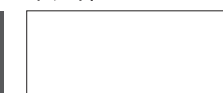
濃いグレー



ゴールド



ホワイト



全色共通：指定色（市章のS字、波、縁）

ホワイト



01-18 カラーシステム [サイン類] COLOR SYSTEM / SIGN COLOR

看板類などカットティングシートを使用して基本デザイン要素を展開する場合の規定です。
指定色は3Mスコッチカルフィルムの番号で規定します。
本VIマニュアルは紙に印刷再現されたものであり、サイン類の規定色表示は近似色です。
実際の色は、3Mスコッチカルフィルムのカットティングシートカラーサンプルをご覧ください。

※この印刷物はプロセス4色で印刷しているので、実際の指定色とは若干異なります。
実際の色は3Mのスコッチカルフィルムのカットティングシートカラーサンプルをご覧ください。

サイン類
(不透明色、透明色)

浜松市グリーン
不透明色：JS-6701
透明色：TP-3706

ブラック
不透明色：JS-1500
透明色：TP-3001

浜松市ブルー
不透明色：JS-6649
透明色：TP-3649

ホワイト
不透明色：JS-1000
透明色：TL-5001



不透明カットティングシート：指定色

浜松市グリーン JS-6701



浜松市ブルー JS-6649



ブラック JS-1500



ホワイト JS-1000



透明カットティングシート：指定色

浜松市グリーン TP-3706



浜松市ブルー TP-3649



ブラック TP-3001



ホワイト TL-5001



01-19 カラーシステム [モニター類] COLOR SYSTEM / MONITOR COLOR

例えばインターネットのホームページなど、コンピュータのモニターを通して見た場合のカラーについて規定します。
モニターは光の3原色であるRGBの数値で表現されるので、
特色として規定されたシンボルカラーをRGBで再現した場合の各%で規定します。
本VIマニュアルは紙に印刷再現されたものであり、モニター類の規定色表示は近似色です。

※この印刷物はプロセス4色で印刷しているので、実際の指定色とは若干異なります。

モニター類

浜松市グリーン
G157+B93

ブラック
R25+G21+B19

浜松市ブルー
G101+B168

ホワイト
R255+G255+B255



モニター：指定色

浜松市グリーン G157+B93



浜松市ブルー G101+B168



ブラック R25+G21+B19



ホワイト R255+G255+B255



01-20 カラーシステム【市章と背景色】 COLOR SYSTEM / SYMBOLMARK AND BASE COLOR

市章を展開する際に、その背景となる部分の色についての注意点を示すものです。
明度や彩度の差がはっきりした色に設定することで、市章が背景に同化することなく、はっきりと視認することが可能となります。
規定以外のカラー表示を使用することは、新「浜松市」のめざすテーマを象徴できないだけでなく、イメージを著しく損なうことになります。ここでは良い例と悪い例を示しました。

市章、ロゴマークとも、背景が白色の場合の使用を推奨します。

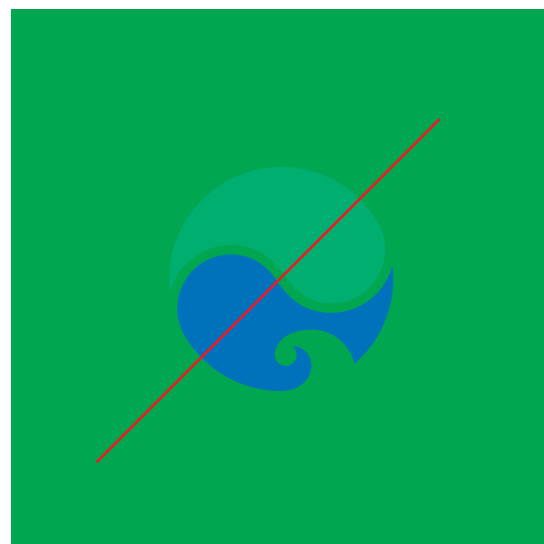
良い例：明度の差がはっきりしています。



良い例：彩度の差がはっきりしています。



悪い例：規定された白を使っていません。



悪い例：市章の前面や背面に図形や文字を配置してはいけません。



悪い例にあるように、市章の視認性が落ちる場合は、次項の「ロゴマークのアイソレーション範囲」を参考に周囲に十分なスペースを確保してください。また、市章に図形や文字を重ねることはできません(01-13参照)。

01-21 カラーシステム【ロゴマークと背景色】 COLOR SYSTEM / LOGOMARK AND BASE COLOR

ロゴマークを展開する際に、その背景となる部分の色についての注意点を示すものです。
明度や彩度の差がはっきりした色に設定することで、ロゴマークが背景に同化することなく、はっきりと視認することが可能となります。
規定以外のカラー表示を使用することは、新「浜松市」のめざすテーマを象徴できないだけでなく、イメージを著しく損なうことになります。ここでは良い例と悪い例を示しました。

市章、ロゴマークとも、背景が白色の場合の使用を推奨します。

良い例：明度の差がはっきりしています。



ロゴタイプは基本はスミです。

良い例：彩度の差がはっきりしています。
(ロゴタイプのネガティブ表示)



ロゴタイプのネガティブ表示(反転図=白ヌキ)は背景色が濃い場合に有効とします。

悪い例：明度・彩度の差がはっきりしていません。



ロゴタイプに対して、フチドリ(白フチ・スミフチとも)処理をすることは、視認性を落とすことになるので避けてください。

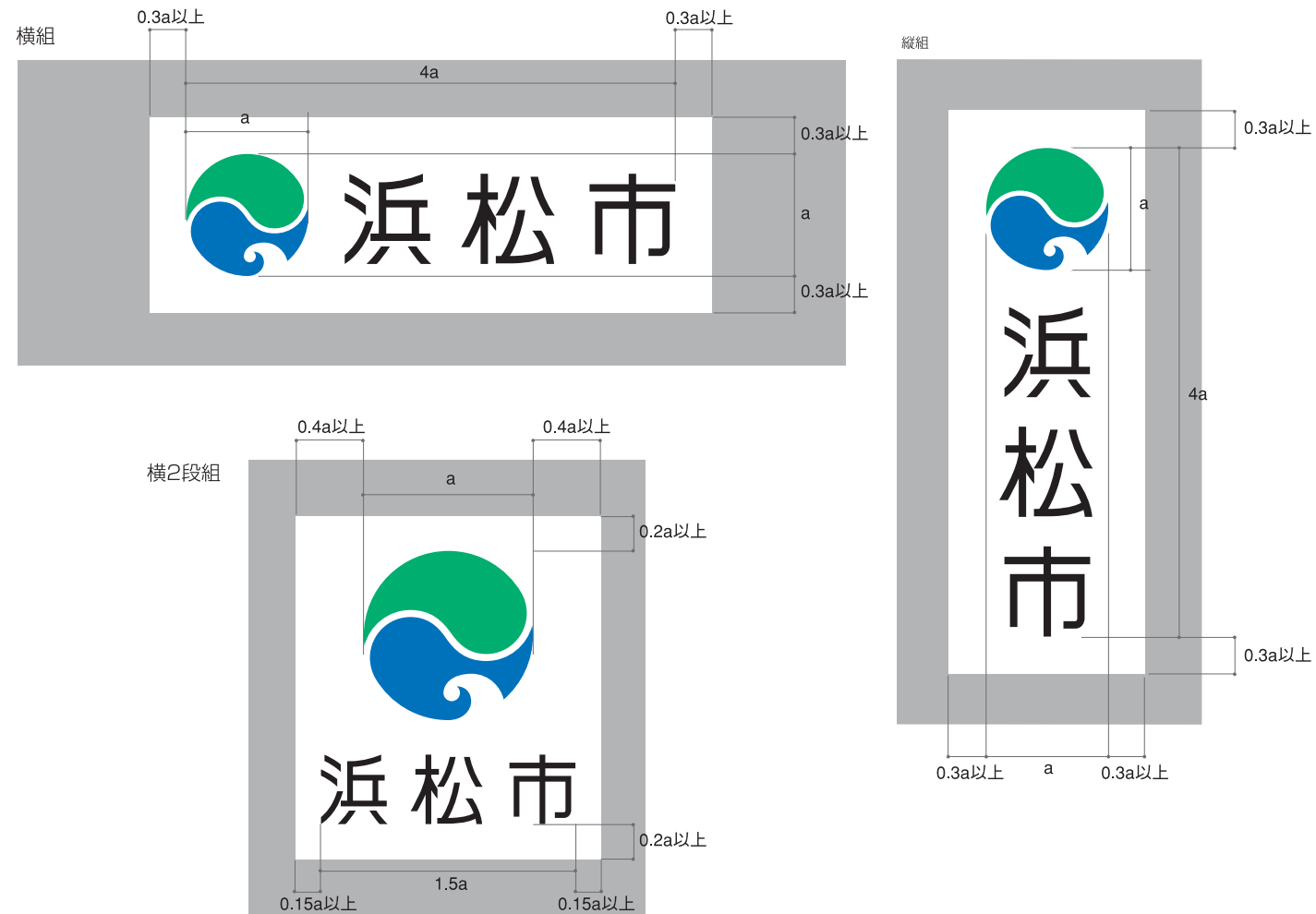
悪い例：カラー表示できる場合は、市章をネガティブ表示(反転図)にしてはいけません。



市章がネガティブ表示可能なのは、表示する媒体の制約で白1色で刷る場合のみです(01-07参照)。

01-22 カラーシステム [ロゴマークのアイソレーション範囲] COLOR SYSTEM / LOGOMARK ISOLATION

ここではカラーシステムにおけるアイソレーション範囲を規定します。前項01-21の「悪い例」のような背景にロゴマークを表示しなくてはならない場合には、下記のアイソレーション範囲に従って、ロゴマークと背景色や画像との間に白地を設け、視認性を確保してください。これにより新市の市章とロゴタイプの組合せであるロゴマークのイメージ伝達効果を高く保つことができます。また背景色や画像以外にも、大きな文字や個性の強い図版などを置くことは避けましょう。



前項(カラーシステム[ロゴマークと背景色])の悪い例に対して、規定されたアイソレーション範囲を適用し白地を確保した良い例



02

アプリケーション デザインシステム

- 02-01 市旗
- 02-02 和文名刺(表)
- 02-03 英文名刺
- 02-04 封筒(長形3号)
- 02-05 封筒(角形2号)
- 02-06 海外用便箋・封筒
- 02-07 名札台紙
- 02-08 車両
- 02-09 サイン看板

02-01 市旗 FLAG

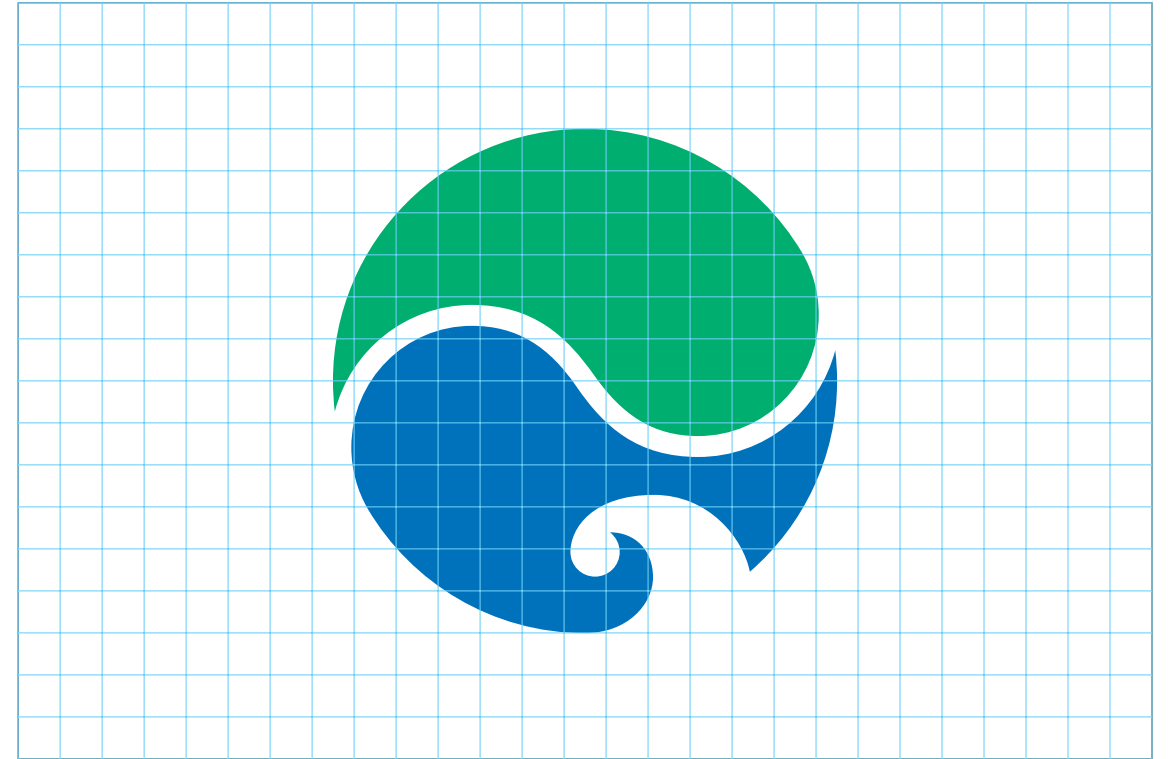
新「浜松市」の市旗デザインです。仕上がり図とグリッドシートによるデザイン指定図を表示します。
市旗の標準サイズは一般的に1000mm×1500mmとされていますが、縦横比率が2:3であれば、大きさは自由とします。
また市章デザインの旗全体に対する面積比は、60%以内に納めることが一般的とされており、
新「浜松市」の市旗も、それに従っています(23%)。

市旗：デザイン (Scale 1/10)



標準サイズ：1000mm×1500mm 縦横比率 2：3

市旗：グリッドシート (Scale 1/10)



市旗：カラー(2色)

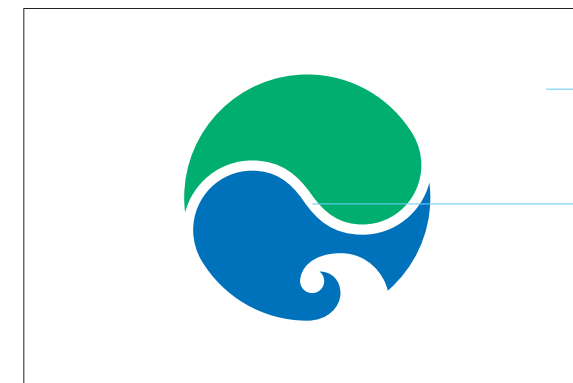
DIC 173



DIC 221



市旗：面積比



旗全体の面積：a

市章デザイン部分の面積：0.23a

名刺はアプリケーションの中で、使用する機会も多く、新「浜松市」の第一印象を形成する重要なアイテムです。指定書体とデザイン規定により、記載内容や文字量の違いがありますが、統一されたデザインに仕上がるように注意して作成してください。

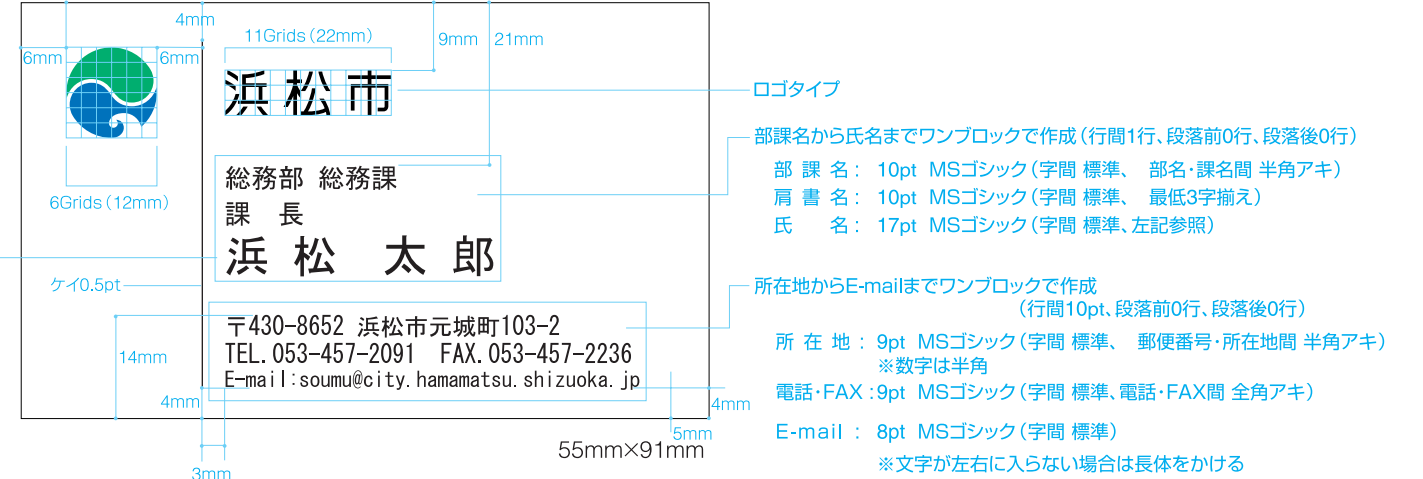
氏名字数別文字組を規定します。苗字1字で名前が1字、苗字が2字で名前が3字…など、名刺に表示する氏名は人それぞれ違いがあります。文字と文字の間隔をその字数別に規定しておくことで、新規に作成する場合などでも統一された名刺に仕上がります。

書体及び文字組指定は、Windows版ソフトウェアで自作する場合を想定して規定してあります。業者発注する場合には、巻末のCD-ROM内にMacintosh版のIllustrator ver.8.0で作成したデータがありますので、そちらを使用してください。(自作する場合のWindows版名刺様式については、広聴広報課公開キャビネットに格納してあります)

名刺(表)：和文(基本形) デザイン/3色 (Scale 1/1)



名刺(表)：和文(基本形) デザイン指定図/3色 (Scale 1/1)



名刺(表)文字組バリエーション

キャッチフレーズ入り例



ローマ字氏名入り例



氏名ルビ入り例



キャッチフレーズ・ローマ字氏名・氏名ルビ入り例



浜松市教育委員会ロゴタイプ使用例



総合事務所ロゴタイプ使用例



グループ名を入れた例



部課名が2行の例



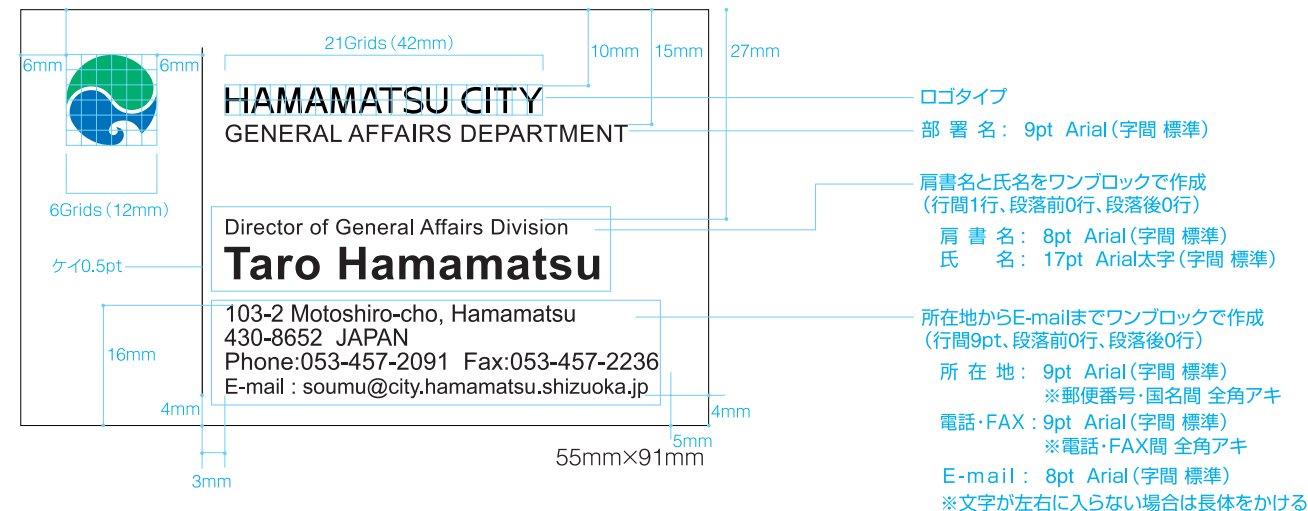
名刺はアプリケーションの中で、使用する機会も多く、新「浜松市」の第一印象を形成する重要なアイテムです。指定書体とデザイン規定により、記載内容や文字量の違いがありますが、統一されたデザインに仕上がるように注意して作成してください。

書体及び文字組指定は、Windows版ソフトウェアで自作する場合を想定して規定してあります。業者発注する場合には、巻末のCD-ROM内にMacintosh版のIllustrator ver.8.0で作成したデータがありますので、そちらを使用してください。
(自作する場合のWindows版名刺様式については、広聴広報課公開キャビネットに格納してあります)

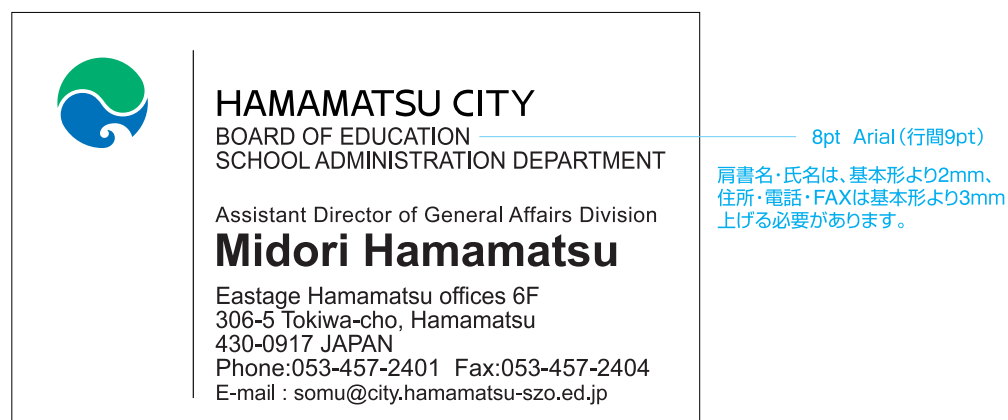
名刺(表)：英文(基本形) デザイン/3色 (Scale 1/1)



名刺(表)：英文(基本形) デザイン指定図/3色 (Scale 1/1)



浜松市教育委員会タイプフェイス使用例

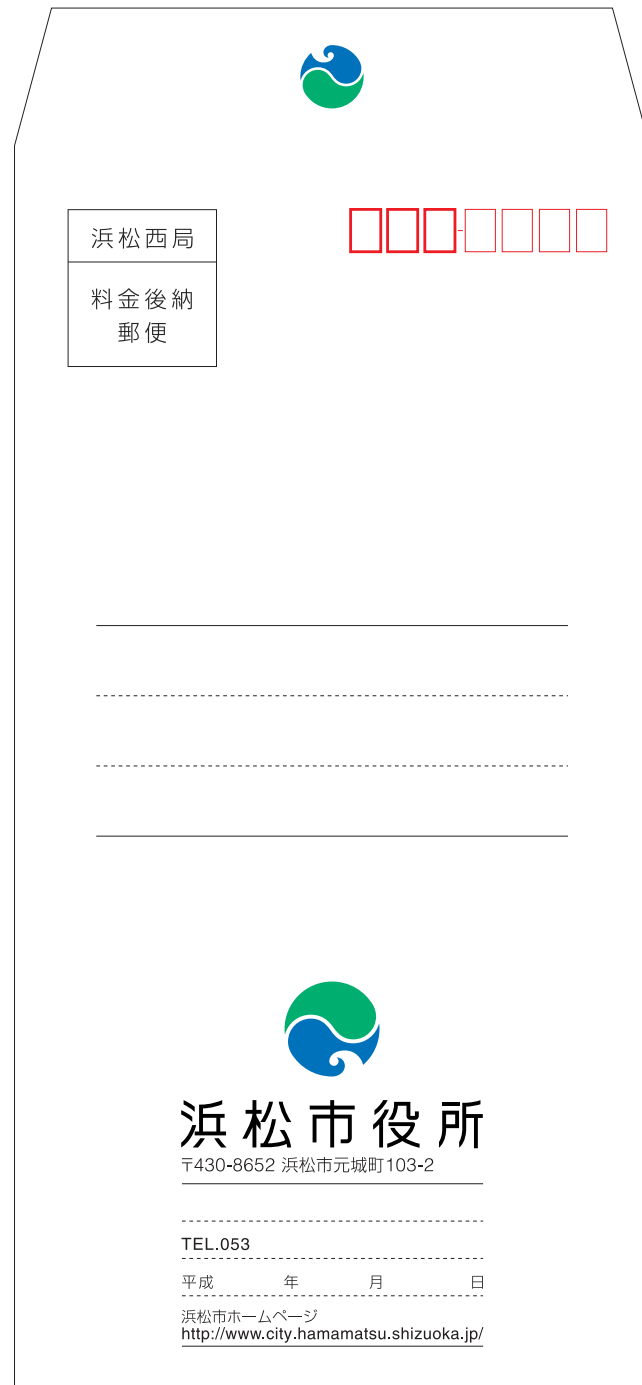


総合事務所タイプフェイス使用例



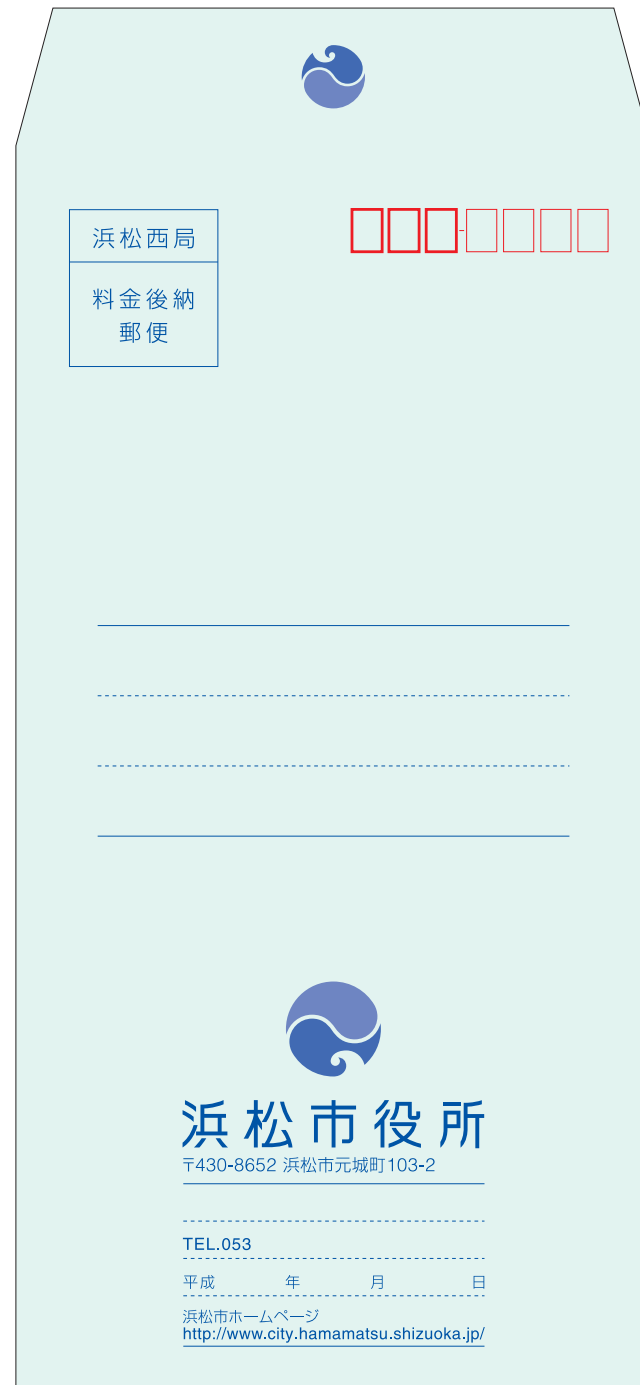
新市でもっとも使用頻度の高い長形3号と角形2号の封筒についてのデザイン規定です。
この頁は長形3号の規定です。

封筒：長形3号デザイン/3色 (Scale 7/10)



封筒の色：白色系の場合

封筒：長形3号デザイン/1色 (Scale 7/10)



封筒の色：淡い色の場合
印刷色：紺1色(平アミ使用)の場合

カラーの場合は白色系用紙での印刷を推奨します(01-03参照)。
カラーの場合に、白色系以外の背景色及び印刷用紙で印刷する場合は、アイソレーションの白色が必要となります(01-23参照)。

モノクロの場合の例外規定(01-04参照)を適用した例
モノクロの場合のみ、背景色及び印刷用紙が淡い色の場合において、アイソレーションの白色を不要とします。



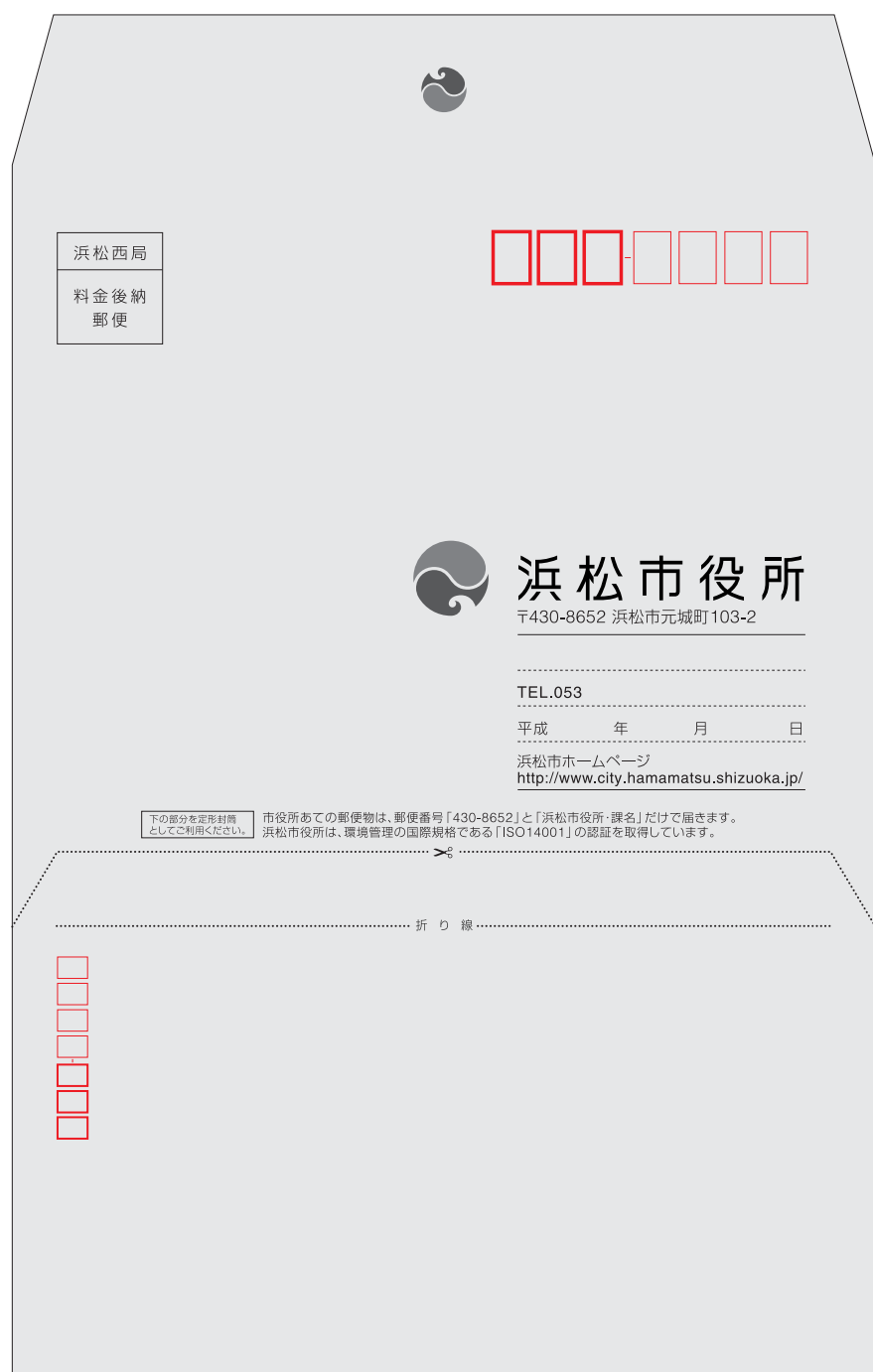
封筒：長形3号デザイン指示図/3色 (Scale 1/11)

02-05 封筒(角形2号) ENVELOPE

新市でもっとも使用頻度の高い長形3号と角形2号の封筒についてのデザイン規定です。
この頁は角形2号の規定です。

封筒：角形2号デザイン指示図/3色 (Scale 1/1)

封筒：角形2号デザイン/1色 (Scale 1/2)



封筒の色：淡い色の場合(白色系の場合は右図参照)

モノクロの場合の例外規定 (01-04参照) を適用した例

モノクロの場合のみ、背景色及び印刷用紙が淡い色の場合において、アインレーションの白色を不要とします。

カラーの場合は白色系用紙での印刷を推奨します(01-03参照)。カラーの場合に、白色系以外の背景色及び印刷用紙で印刷する場合は、アインレーションの白色が必要となります(01-23参照)。

5Grids (12mm)

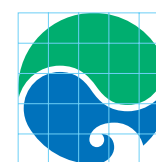


19Grids (76mm)



5Grids (20mm)

2Grids (8mm)



浜松市役所

〒430-8652 浜松市元城町103-2

TEL.053

平成 年 月 日

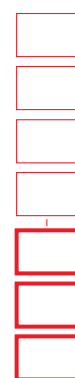
浜松市ホームページ
<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

下の部分を定形封筒としてご利用ください。

市役所あての郵便物は、郵便番号「430-8652」と「浜松市役所 課名」だけで届きます。浜松市役所は、環境管理の国際規格である「ISO14001」の認証を取得しています。



折り線



7pt 新ゴ・L(字間 50アキ)

説明：日本字 9pt 新ゴ・L(字間 50アキ)
英数字 9pt 110% ヘルベチカ・ライト(字間 50アキ)

ロゴタイプ (他の指定の部署は、中央合わせ&左右揃え)

所在地：日本字 12pt 新ゴ・L
英数字 12pt 110% ヘルベチカ・ライト

電話：12pt ヘルベチカ・レギュラー(字間 50アキ)

日付：11pt 新ゴ・L

HPタイトル：11pt 新ゴ・L(字間 25アキ)
HPアドレス：11.5pt ヘルベチカ・レギュラー(字間 35アキ)

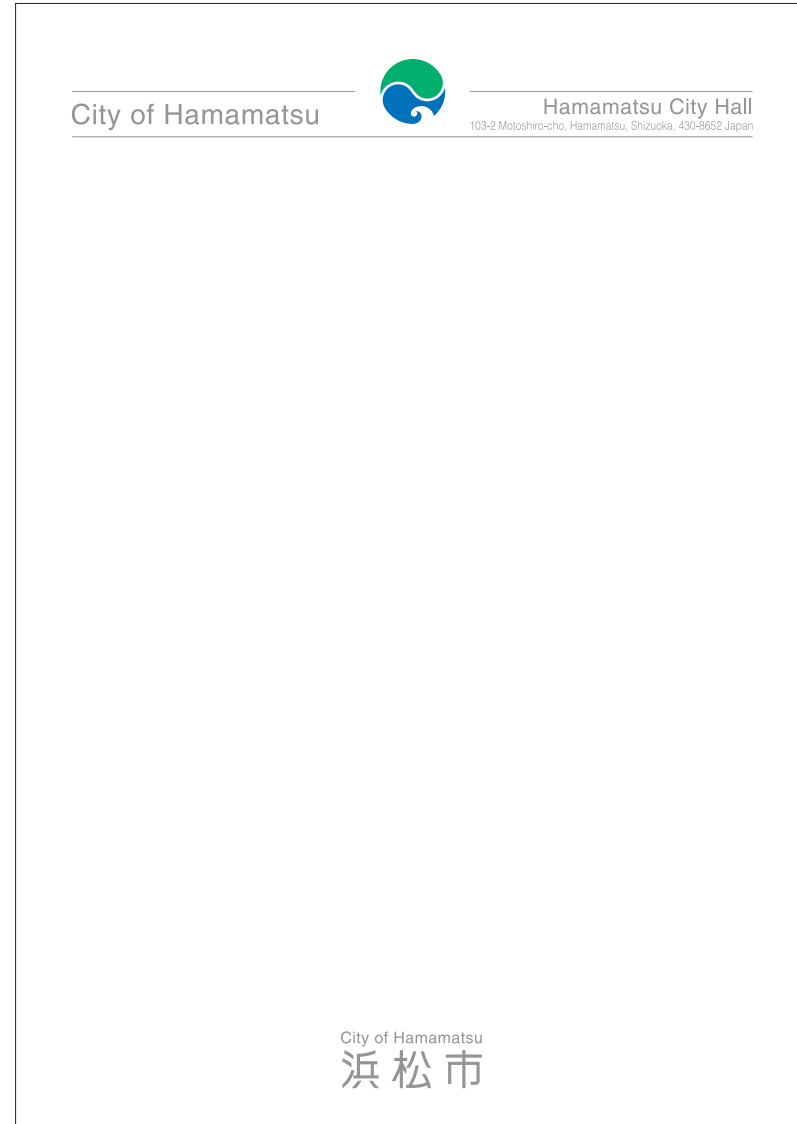
封筒の色：白色系の場合

02-06 海外用便箋・封筒 LETTER PAPER AND ENVELOPE

海外用便箋と海外用封筒を規定します。

海外用便箋はA4サイズ、罫無しのタイプ。海外用封筒は洋形長3タイプです。

海外用便箋：デザイン/3色 (Scale 1/2)



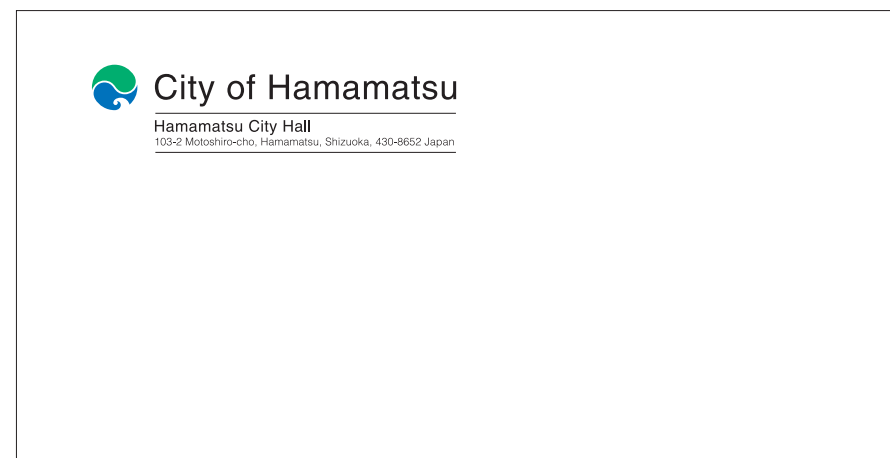
便箋の色：白色系の場合

297mm×210mm

使用書体(タイプフェイス)は、ヘルベチカ・ライト、ヘルベチカ・レギュラー。白色系の用紙に、指定のカラー(浜松市グリーンと浜松市ブルー)に、グレーを加えた3色での印刷を推奨します。

カラーの場合は白色系の用紙に印刷を推奨します(01-03参照)。カラーの場合に、白色系以外の背景色及び印刷用紙で印刷する場合は、インレーションの白色が必要となります。

海外用封筒：デザイン/3色 (Scale 1/2)



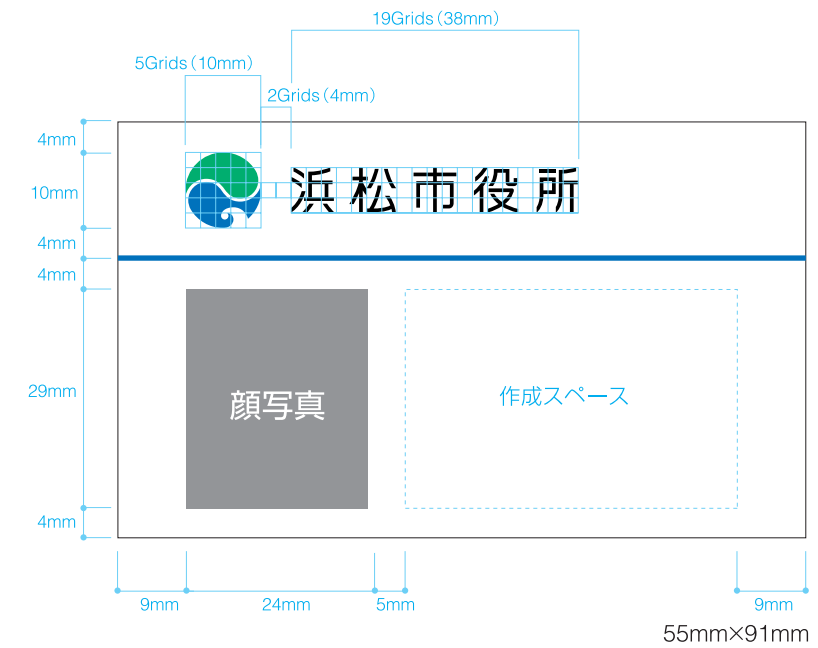
封筒の色：白色の場合

120mm×235mm

02-07 名札台紙 NAME CARD MOUNT

市章、ロゴタイプと顔写真などの位置を規定します。

名札台紙：デザイン指示図/4色 (Scale 1/1)



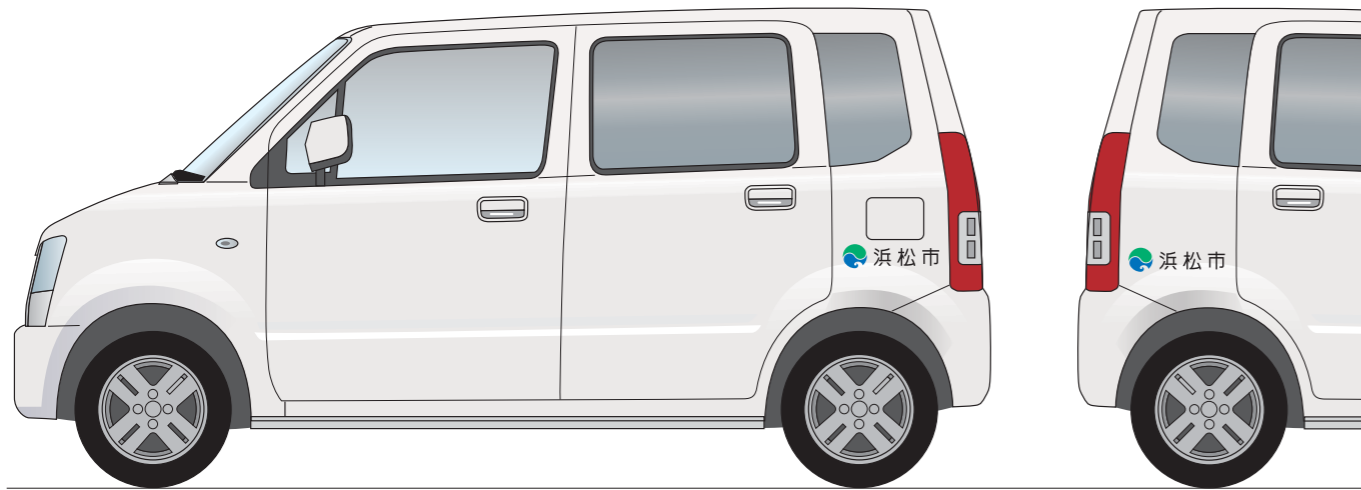
車両は、走るサイン看板ともいわれ、常に行動が伴うため、コミュニケーション効果の大きなアプリケーションです。
市章デザインの持つ視覚的訴求力と、ロゴタイプの名称認知の確実性がセットになった「ロゴマーク」の使用を推奨しますが、
ロゴタイプ単独の場合についても表示の例を示します。本マニュアルを参考にバランスよく表示してください。

特に、車両の右側面にペイントする場合は、ロゴマークやロゴタイプを「左から右に配置しない」ようにしてください。

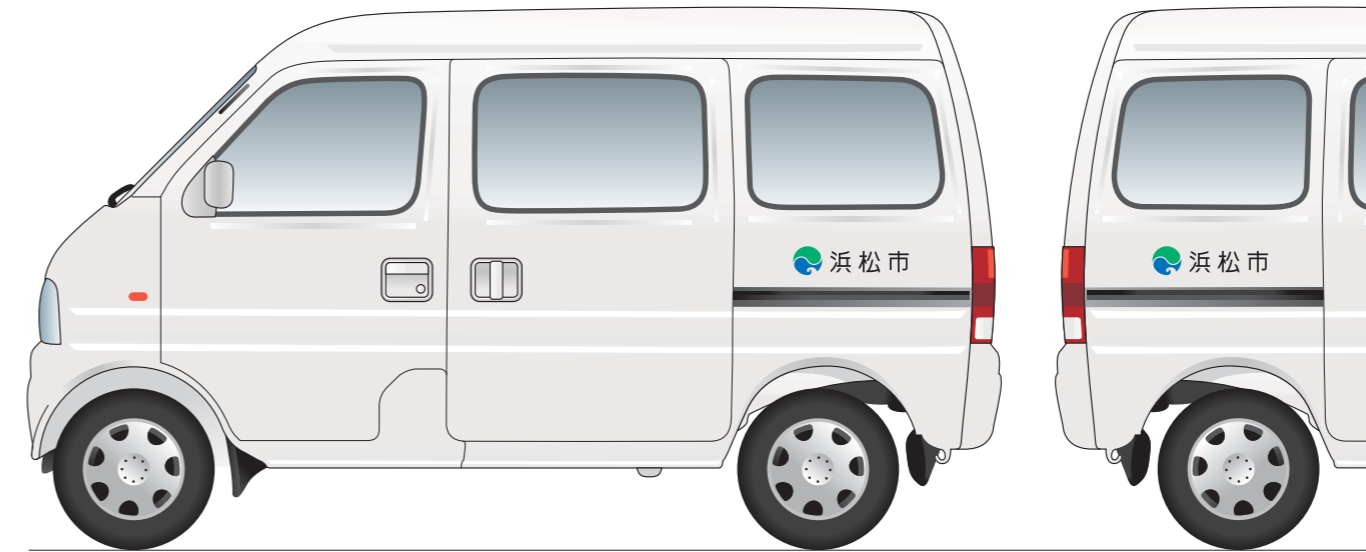
ロゴマークやロゴタイプの流れを「逆にする」ことはできません。

カラーの場合は白色系の車両にペイントが基本です(01-03参照)。
カラーの場合に、白色系以外の背景色にペイントする場合は、アイソレーションの白色が必要となります。

車 両：デザイン/3色

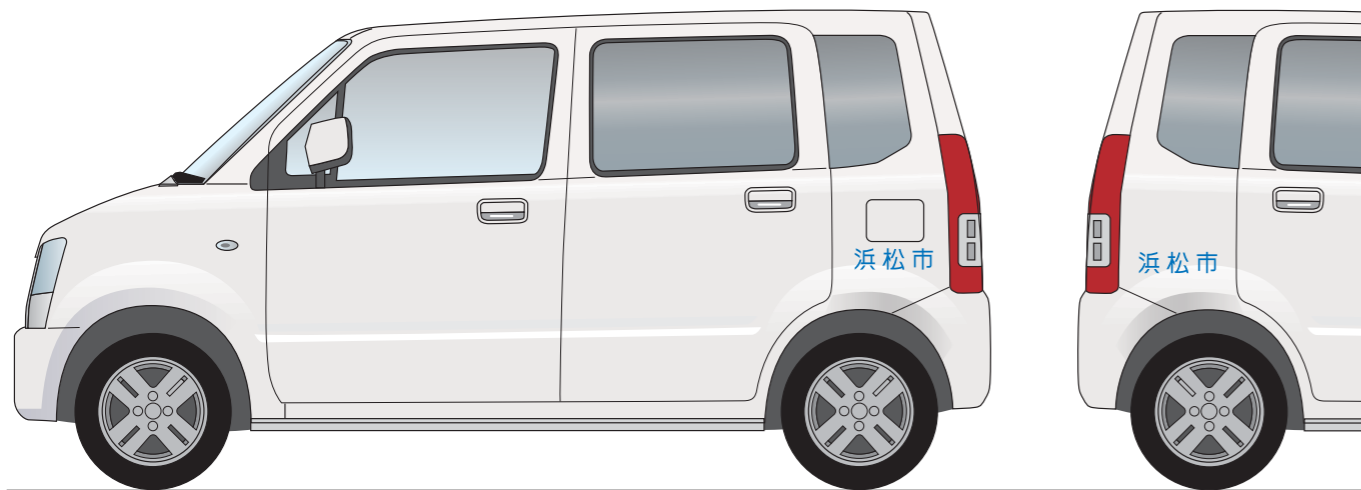


車 両：デザイン/3色

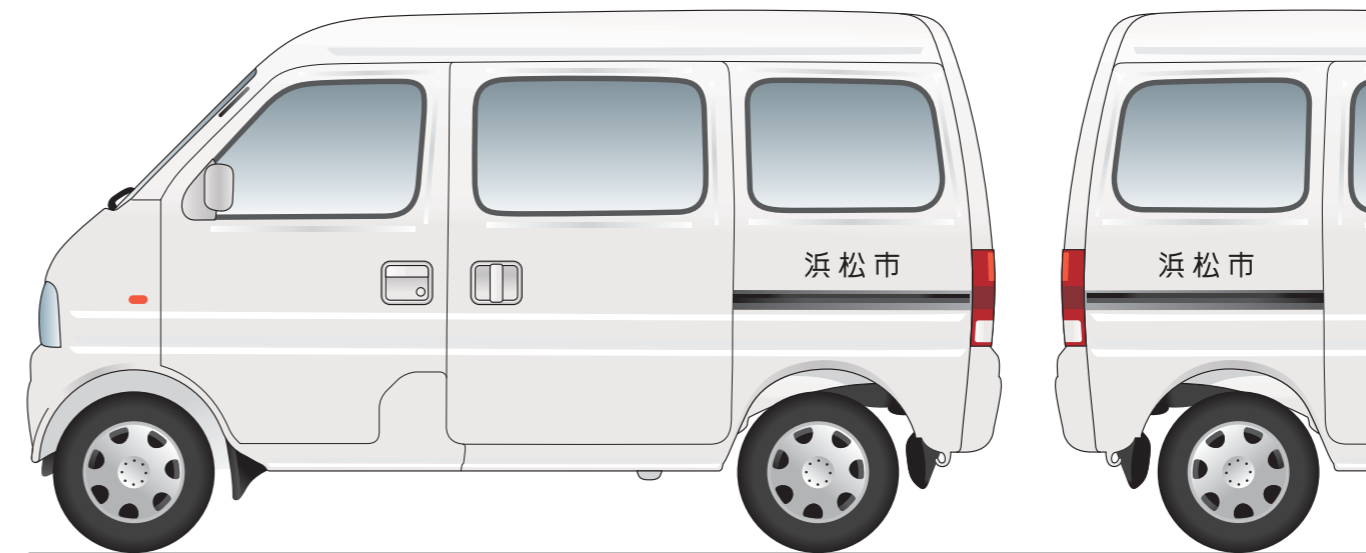


ロゴタイプ単独使用の場合は、基本的にはどんな色を使用してもかまいませんが
市章イメージと大きくかけ離れた色は避けてください(01-07、01-10参照)。

車 両：デザイン/1色



車 両：デザイン/1色



<浜松市ブルーを使用した例>

02-09 サイン看板 SIGN

横型の場合も縦型の場合も、ロゴマークの表示を基本とします。
それぞれのサイン看板の大きさに応じて、本VIマニュアルの比率規定を適宜調整してください。

市役所玄関 レリーフ
(イメージ)



大型看板等

基本形



大型看板等、遠くからの視認性を確保するものに限りに、ロゴタイプを太くする必要がある場合、下記を太さの参考としてください。

ロゴタイプを
やや太くした例



ロゴタイプを
最大限に太くした例



03

再生用資料

03-01 CD-ROMについて

03-02 デジタル清刷について

03-03 添付のCD-ROMの収録内容

新「浜松市」における視覚的イメージ形成およびコミュニケーション活動のための基本デザイン要素、アプリケーションデザインシステムはすべてデジタルデータで作成されています。また、本VIマニュアル自体もデジタルデータで作成されています。

そのデジタルデータは、巻末の「HAMAMATSU CITY VI DESIGN CD-ROM」にすべて収録してあります。

このCD-ROMは、必要な場合に、コピーを何枚でも作成することができますが本マニュアルの最終ページにあるポケットには必ず1枚保管されているようにしてください。

Windows あるいは Macintoshで開くことができます。

Windowsで「HAMAMATSU CITY VI DESIGN CD-ROM」に収録されたデザインデータを使用する場合Windows版のIllustrator ver.9.0が必要になります。

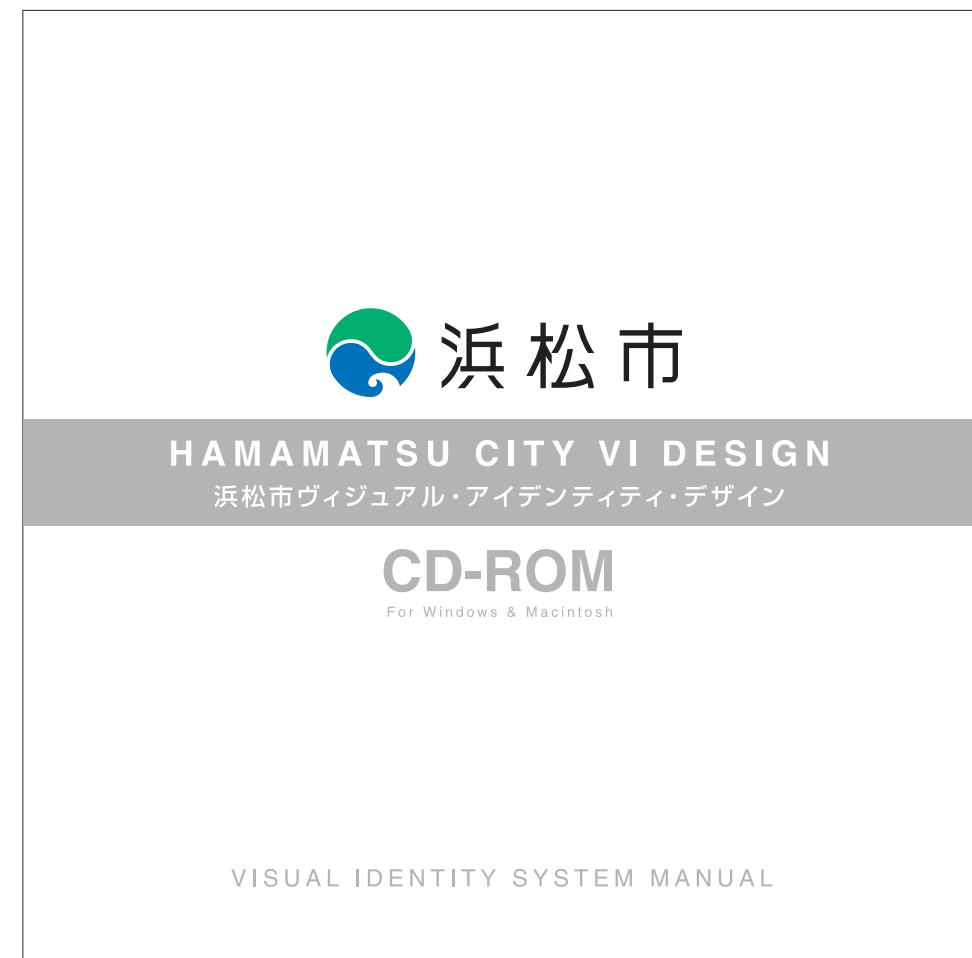
Macintosh版のデータは、Illustrator ver.8.0で作成されています。

各部等、課等において、作成資料に市章やロゴマーク、ロゴタイプを表示する場合を想定し、画像として扱えるjpegフォーマットのデータも収録してあります。

Windows	▶ Illustrator ver. 9.0
----------------	------------------------

Windows & Macintosh	▶ JPEG
--	--------

Macintosh	▶ Illustrator ver. 8.0
------------------	------------------------



「デジタル清刷」は基本デザイン要素である「市章」、「ロゴマーク」、「ロゴタイプ」のデジタルデータとその表示方法およびカラーについての規定をコンパクトにまとめ、一覧化したものです。

新「浜松市」が発信するコミュニケーション活動において作成されるパンフレットやポスターや広告、サインなどに各デザイン要素の表示が必要な場合、それらを使って実際に作業される方に、この「デジタル清刷」のデータを渡してください。

データを別媒体にコピーして渡すか、メールにて送信してください。

※この印刷物はプロセス4色で印刷しているので、実際の指定色とは若干異なります。

市章+ロゴマーク カラー表示 カラー印刷/サイン類/モニター類でのフルカラー表示

	印刷類		サイン類		モニター類
	特色	プロセス4色	不透明色	透明色	RGB
浜松市グリーン	DIC 173	C86+Y78	JS-6701	TP-3706	G157+B80
浜松市ブルー	DIC 221	C95+M50	JS-6649	TP-3649	G101+B168
ブラック	BLACK	K100	JS-1500	TP-3001	R25+G21+B19
ホワイト	WHITE	K 0	JS-1000	TL-5001	R255+G255+B255

市章+ロゴマーク モノクロ表示 モノクロ印刷(単色=ブラック、紺色、えんじ色の場合の例)

表示する媒体の制約で平アミが使用できない場合は、それぞれの構成要素を単色100%で再現します。		
基本色：ブラック	推奨色：グレー	推奨色：濃いグレー
推奨色：シルバー	推奨色：ゴールド	推奨色：白

ロゴタイプ

浜松市
はままつ
ハママツ
HAMAMATSU CITY

浜松市
はままつ
ハママツ

- 浜松市
- 浜松市役所
- 浜松市議会
- 浜松市教育委員会
- 浜松総合事務所
- 浜北総合事務所
- 天竜総合事務所
- 舞阪総合事務所
- 雄踏総合事務所
- 細江総合事務所
- 引佐総合事務所
- 三ヶ日総合事務所
- 春野総合事務所
- 佐久間総合事務所
- 水窪総合事務所
- 龍山総合事務所

市章とロゴタイプ(ひらがな、カタカナ、英字)の組み合わせ例

はままつ	ハママツ	HAMAMATSU CITY
はままつ	ハママツ	HAMAMATSU CITY

03-03 添付のCD-ROMの収録内容 CD-ROM CONTENTS

新「浜松市」における視覚的イメージ形成およびコミュニケーション活動のための基本デザイン要素、アプリケーションデザインシステムはすべてデジタルデータで作成されており、右ページのポケットに添付されている「HAMAMATSU CITY VI DESIGN CD-ROM」にすべて収録してあります。

このCD-ROMをそのまま広告会社、印刷会社等に渡せば、それぞれに必要なデータとして使用することができます。

本ページの図はCD-ROMの収録内容の説明です。

このCD-ROMは、必要な場合に、コピーを何枚でも作成することができますが、ポケットには必ず1枚保管されているようにしてください。

The screenshot shows a file explorer window titled "HAMAMATSU CITY VI CD-ROM" with 37 items and 0 KB of space. The files are organized into three main categories:

- 基本デザインシステム (Basic Design System):** Includes folders for "表紙1&4", "表紙2&3", and "はじめに", followed by a series of numbered files (01-01 to 01-20) and a "追加CD-ROM挿身.apx" file.
- アプリケーションデザインシステム (Application Design System):** Includes folders for "01-22&02-14", "02-01", "02-02", "02-03", "02-04", "02-05", "02-06・07", and "02-08".
- 再生用資料 (Regeneration Materials):** Includes folders for "02-09&03-14", "03-01", "03-02", and "03-03".

Additional folders include "JPEG", "Application Data", and "名刺(業者発注用)".

Annotations on the left side of the image:

- 本文のページナンバーとファイル名が一致しているので、データの取り出しが容易です。
- データは「Illustrator.ai」です。

Annotations on the right side of the image:

- 「JPEG」データです。保存形式:RGB。基本デザイン要素が収録されています。
- 「アプリケーション」データです。
 - ・市旗
 - ・和文名刺(表)
 - ・英文名刺
 - ・封筒(長形3号)
 - ・封筒(角形2号)
 - ・海外用便箋・封筒
 - ・名札台紙
 - ・車両
 - ・サイン看板
- 「名刺(業者発注用)」データです。Macintosh版Illustrator ver.8.0で作成
- 表示例等の説明用画像です。